

特定中小規模事業者を対象とする

東京都大規模事業所

省エネルギー対策促進プロジェクト

募 集 要 項



財団法人 東京都環境整備公社

(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

平成 23 年 8 月 3 日

本募集要項で使っている主要な用語について

	用語	定義
1	条例	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号）をいいます。
2	規則	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」（平成 13 年東京都規則第 34 号）をいいます。
3	実施要綱	「東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト実施要綱（平成 23 年 6 月 1 日付 23 環都総第 45 号東京都環境局長決定）」をいいます。
4	交付要綱	「東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱（平成 23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号）」をいいます。
5	公社	「財団法人東京都環境整備公社」をいいます。なお、本事業は、公社の東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）が担当します。
6	本事業	「東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト」をいいます。
7	省エネルギー対策	本事業の助成対象事業所における省エネルギーに資する設備又は機器の導入その他の省エネルギー対策をいいます。
8	大規模事業所	本事業の助成金の対象となる特定地球温暖化対策事業所をいいます。
9	特定中小規模事業者	本事業の助成金の対象となる中小企業等の事業者をいい、その範囲については、「1.7 助成対象事業者」の項で説明しています。
10	大規模等事業者	9 の特定中小規模事業者以外の事業者をいいます。
11	助成対象事業	本助成金の交付対象となる事業をいいます。
12	助成対象事業者	本助成金の交付対象となる事業者をいいます。
13	助成事業	助成対象事業のうちから審査を経て助成金の交付決定を受けた事業をいいます。
14	助成事業者	助成対象事業者のうちから審査を経て助成金の交付決定を受けた事業者をいいます。

15	ビジネス事業者	「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱」（平成 17 年 4 月 25 日付 17 環都計第 22 号東京都環境局長決定）により、「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として東京都に登録した者をいいます。
16	超過削減量のバンキング	「総量削減義務と排出量取引制度」の下の用語ですが、本事業においては、第一計画期間に発行された超過削減量をその期間の義務充当に利用せず、第二計画期間の義務充当に利用するために指定管理口座又は一般管理口座で保有し続けることをいいます。
17	第一計画期間	条例第 5 条の 7 第 10 号に規定する総量削減義務の計画期間のうち、平成 22 年度から平成 26 年度までの期間をいいます。
18	第二計画期間	条例第 5 条の 7 第 10 号に規定する総量削減義務の計画期間のうち、平成 27 年度から平成 31 年度までの期間をいいます。

本助成金に申請又は本助成金を受給される皆様方へ

財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」といいます。）が実施する本助成金交付事業につきましては、東京都（以下「都」といいます。）の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら、公社としても助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

そこで、本助成金に申請をされる方、申請後助成金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分にご認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

1. 東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト（以下「本事業」といいます。）については、東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト実施要綱（平成 23 年 6 月 1 日付 23 環都総第 45 号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」といいます。）及び東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱（平成 23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号。以下「交付要綱」といいます。）に基づき実施いたします。
2. 本助成金の申請者が公社に提出する書類には、どのような理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
3. 助成対象経費については、公社の交付決定日前において、発注、契約等を行っていた場合は、助成金を交付することはできません。
4. 以上「2.」「3.」の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の決定を取り消します。また、公社からの助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年 10.95%の利率）を加えてお返しいただくこととなります。

<目次>

1. 事業の概要	
1. 1 背景	1
1. 2 目的	1
1. 3 概要	3
1. 4 事業のスキーム	3
1. 5 スケジュールのフロー図	5
1. 6 本事業の「総量削減義務と排出量取引制度」等との関係	6
1. 6. 1 総量削減義務の履行	6
1. 6. 2 助成事業所における超過削減量の取扱い	6
1. 6. 3 地球温暖化対策計画書の提出	7
1. 6. 4 統括管理者及び技術管理者の役割	8
1. 6. 5 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度	8
1. 7 助成対象事業者	9
1. 7. 1 特定地球温暖化対策事業者	9
1. 7. 2 特定中小規模事業者	9
1. 8. 助成対象事業	12
1. 8. 1 助成対象事業	12
1. 8. 2 省エネルギー診断	12
1. 8. 3 助成対象経費	15
1. 8. 4 本事業の実施期限及び助成事業の効果報告	17
1. 8. 5 助成金の額	18
1. 8. 6 交付の条件	18
2. 申請、助成の実施	
2. 1 申請の方法	20

2. 1. 1	募集期間	20
2. 1. 2	申請書類	20
2. 1. 3	申請書類の提出	20
2. 2	事業計画作成及び申請に当たっての留意事項	22
2. 2. 1	事業計画作成及び申請上の留意点	22
2. 2. 2	申請単位	23
2. 2. 3	省エネルギー対策による二酸化炭素削減効果の計算	23
2. 2. 4	工事（着手）予定日及び工事完了予定日	24
2. 3	審査	25
2. 3. 1	審査の流れ等	25
2. 3. 2	審査の主な着眼点	26
2. 4	交付決定	27
2. 5	助成事業の開始から工事完了まで	27
2. 6	助成金の交付	30
2. 7	交付決定の取消し	30
2. 8	交付決定後の注意事項	31
2. 9	効果等の把握・報告	33
2. 10	調査等、指導・助言	33
2. 11	効果の公表	34
2. 12	個人情報等の取扱い	34
別紙 1.	省エネルギー診断報告書サンプル	35
2.	よくある質問等	55
3.	申請書類作成要領	57
4.	実施要綱・交付要綱	86

東日本大震災の影響に伴う電力不足に

よる節電ご協力をお願い

東京都では、都自身の省エネルギー・節電の取組を徹底しています。都民・企業の皆様におかれましても、節電の徹底をお願いするとともに、本プロジェクトに申請いただく事業者に対しても、ご協力をお願いしていきます。

1 事業の概要

1.1 背景

都は、平成19（2007）年6月、「東京都気候変動対策方針」を策定し、実現を目指す代表的な施策を明らかにしました。策定後、約4年が経過しましたが、この方針で提起した施策は、都内の企業・事業者の皆さんのご理解とご協力をいただき、そのほとんどが具体化され、実施に移されつつあります。

過去4年間、都が気候変動対策を強化してきたのは、東京自身をいち早く低炭素型都市へと転換することを目指したものです。東京における企業活動、都市づくりのあり方を低エネルギー型へとシフトすることは、二酸化炭素の排出制約が強まるこれからの時代においても、東京の活力を維持し、更なる成長を可能とするための必須の要件です。

また、事業所での省エネルギー対策の徹底は、光熱費の削減という直接的なメリットをもたらすものでもあります。さらに、東京が率先して気候変動対策に取り組むことは、今後、発展していく低炭素型の新たなビジネスモデルを東京から生み出していくことにもなります。

加えて、現在、東日本大震災からの復興が国を挙げての急務となり、環境・エネルギー戦略が肝要となる中で、都として、これまでの地球温暖化対策で培ってきた省エネルギーのノウハウを十分に活用し、企業・事業所の具体的で実効性のある取組みを後押しすることが一層重要となっています。

1.2 目的

平成20（2008）年6月25日に、都議会において全会一致で「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」といいます。）の改正が可決され、エネルギー使用量の多い大規模な事業所に対する温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度の導入が決定されました。この制度の削減計画期間は、平成22（2010）年4月から開始されています。

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト

条例及びその下の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」（平成13年東京都規則第34号）（以下「規則」といいます。）の運用は開始されてまだ日が浅いところ、条例の改正以前の旧地球温暖化対策計画書制度における特定温室効果ガス（燃料、熱又は電気の使用に伴って排出される二酸化炭素）排出量削減の状況を見ると、中小企業が設置している大規模な事業所において平均削減率が低く、大企業に比べ資金力の乏しい中小企業の経営する対象事業所で、今後、削減計画期間を通じた総量削減義務を達成することに困難があることが懸念されます。

一方、中小企業白書等による中小企業をめぐる経済状況の分析では、投資環境は依然として厳しく、独自の経営努力のみでは大規模な設備更新を行えない状況が指摘されています。

このような状況の下、本事業は、都内の大規模事業所を設置する事業者のうち、中小規模事業者を対象として、当該大規模事業所における省エネルギーに資する設備又は機器の導入その他の省エネルギー対策（以下「省エネルギー対策」といいます。）に係る経費の一部を助成するものです。

本事業を通じて、助成を受ける中小規模事業者による総量削減義務の履行を円滑に進めるとともに、助成の効果を分析、検証した上、有効な事例を公表することにより、中小規模事業者が設置する大規模事業所における省エネルギー設備の導入、積極的な二酸化炭素削減対策の実施へと誘導し、総量削減義務と排出量取引制度等の円滑な運用を図ることを目的としています。

1.3 概要

本事業では、公社が、都内に大規模事業所を設置する事業者のうち「特定中小規模事業者」（本事業の助成金の対象となる中小企業者等の事業者をいいます。以下同じ。）に対し、当該大規模事業所における省エネルギー対策に係る経費の一部を助成します。

助成金の交付決定を受けた事業者（以下「助成事業者」といいます。）には、当該大規模事業所の省エネルギー対策を促進し、総量削減義務を履行することに加え、排出量取引制度の第二計画期間（条例第5条の7第10号の削減計画期間のうち、平成27年度から31年度までの期間をいいます。以下同じ。）の整理期間である平成32年度まで、毎年度、省エネルギー対策に基づく二酸化炭素排出量の削減効果に関する報告書を提出していただきます。

また、助成事業者は、二酸化炭素排出量削減の第一計画期間（条例第5条の7第10号の削減計画期間のうち、平成22年度から26年度までの期間をいいます。）において、交付決定を受けた日以降平成26年度までに生じる超過削減量について、第一計画期間の整理期間である平成27年度の末日まで、超過削減量の他の事業所への移転（売却）は保留し、第二計画期間の義務充実に利用するために指定管理口座又は一般管理口座で保有し続けること（以下「バンキング」といいます。）が求められます。

注1 特定中小規模事業者については1.7.2、超過削減量のバンキングについては1.6.2をご覧ください。

1.4 事業のスキーム

本事業は、都からの出えんによって、公社に今年度5億円の基金を造成し、都内大規模事業所において実施される、省エネルギー診断に基づいた省エネルギー対策に対し、その費用の一部を助成するものです。

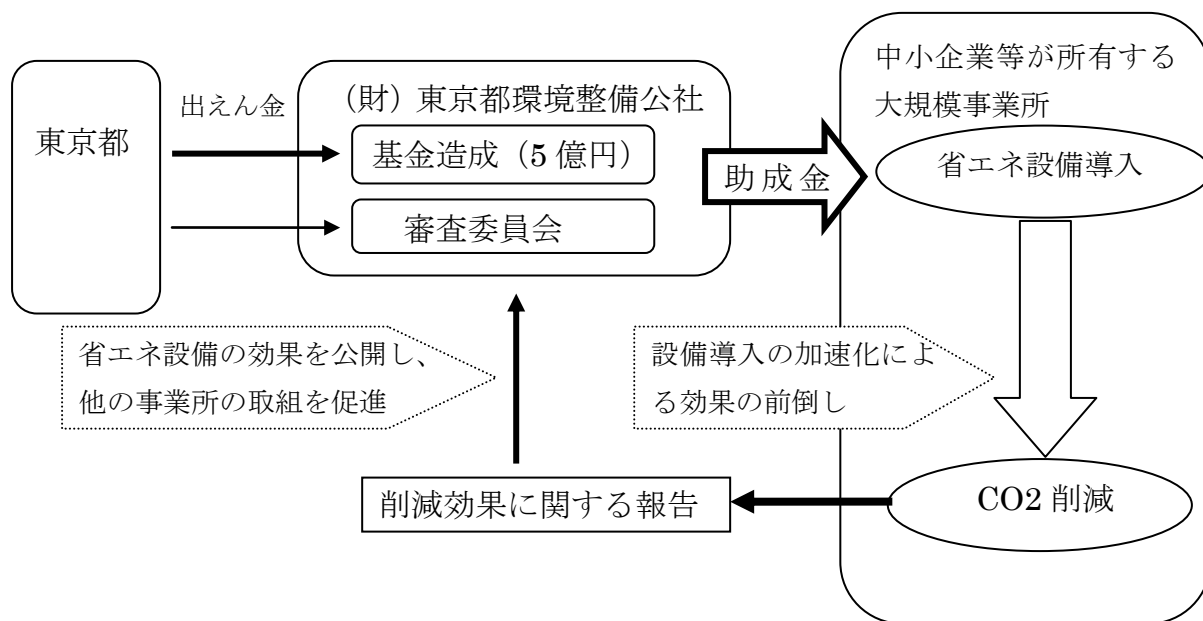
公社は、都から委託を受けて助成金の交付、助成事業者から提出される報告書の分析等を行います。

また、助成金の交付申請内容の審査は、学識経験者等の外部有識者及び都の職員等で構成する審査委員会を設置して行います。

注1 今年度は一回の募集を行います。

注2 本事業における年間及び年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

本事業のスキームは、次のとおりです。



1.5 スケジュールのフロー図

時期（予定）	助成金申請者	公社及び都
公募期間 23, 12/15（木）～ 24, 1/13（金）	申請書類の提出	募集説明会の開催 8/3, 4
審査 交付決定	<pre> graph TD A[事業開始・着工] --> B[工事完了] B --> C[完了届の提出] C --> D[助成金交付請求提出] D --> E[助成金の入金] F[現地調査] --> G[完了確認] G --> H[助成金の支払い] I[現地確認] -.-> B J[申請書類の提出] --> K[審査] K --> L[交付決定] L --> A M[完了届の提出] --> N[現地調査] O[助成金交付請求提出] --> N </pre>	審査 ↓ 交付決定 ↓ 現地確認 ↓ 現地調査 ↓ 完了確認 ↓ 助成金の支払い
超過削減量のバンキング（交付決定の日から平成27年度末まで）		
工事完了の翌年度から 毎年度（平成32年度まで）	効果分析・検証報告書の提出	削減義務履行状況の確認 ↓ 分析・検証・公表

1.6 本事業の「総量削減義務と排出量取引制度」等との関係

本事業は、大規模事業所を対象としていますので、総量削減義務と排出量取引制度を前提にしています。

以下、本事業と総量削減義務と排出量取引制度との関係に関し、総量削減義務の履行、助成事業所における超過削減量の取扱い、地球温暖化対策計画書の提出並びに統括管理者及び技術管理者の役割について、項を分けて説明します。

1.6.1 総量削減義務の履行

条例に基づく総量削減義務は、自らの事業所での排出量削減又は排出量取引によって履行しなければなりません。平成22年度から平成26年度までの削減義務の第一計画期間は開始されており、その義務履行期限は平成27年度末までであり、自らの事業所での削減が不足している場合には、期限内に排出量取引による総量削減義務の履行が必要になります。

もし、この総量削減義務が履行されない場合には、都知事は、削減義務不足量の1.3倍の削減（排出量取引による調達を含む。）を求める措置命令を発することができます。この措置命令に違反すれば、罰金（上限50万円）に処せられることがあるほか、違反事実を公表し、都知事が命令不足量を調達した上、その費用を違反者に請求することができるものとされています。

本事業は、総量削減義務制度の円滑な運用を目的としていますので、このような事態にならないように適切な省エネルギー対策を助成していこうとするものですが、もし助成事業者が総量削減義務を履行できなかった場合には、交付決定を取り消し、助成金に利息を付して返還していただくことになります。

1.6.2 助成事業所における超過削減量の取扱い

平成22年3月、排出量取引で活用できる超過削減量等（超過削減量のほか、都内中小クレジット、再エネクレジット及び都外クレジット）の算定・検証ガイドラインが公表されました。

大規模事業所を対象とした総量削減義務と排出量取引制度においては、削減義務の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、他の事業所の削減量、環境価値等の取得を可能としており、その反面で、排出量の削減を進めて超過削減量が生じた事業所については、超過削減量をクレジットとして取引できます。

ただし、本事業の助成事業者は、第一計画期間において総量削減義務を達成することが交付の条件にもなっており、その確実な履行のため、本助成金の交付決定を受けた以後は、第一計画期間の整理期間（平成27年度）の末日まで超過削減量を保有し続けていただくことになります。

しかし、第一計画期間における総量削減義務の履行が確認できた平成28年度からは第二

計画期間における自らの事業所への義務充当（手続は同整理期間の平成32年度末まで）をすることができます。

- 注1 第一計画期間のうち、交付決定を受けた日以後は上のバンキングの対象となりますので、当該事業所でそれ以前に生じていた超過削減量を他の事業所に移転することはできなくなります。
- 注2 手続については、毎年度の排出量の検証を受け、第一計画期間の整理期間の平成27年度末までに超過削減量の発行申請が必要ですが、指定管理口座に発行された超過削減量は特別な手続を要することなくバンキングされ、平成28年度以降に移転が可能になります（この手続については、「総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン（平成23年3月 東京都環境局）」をご覧ください。）。
- 注3 特定地球温暖化対策事業所については既に総量削減義務が課されており、その義務履行のために条例第8条の8第1項により都知事の登録を受けた検証機関（以下「検証機関」といいます。）による検証が必要です。本事業の助成を受けることによって、検証手続に何らかの変更が生じることはありません。

1.6.3 地球温暖化対策計画書の提出

総量削減義務と排出量取引制度の下で、地球温暖化対策計画書は、大規模事業所を設置する事業者がその作成を通じて二酸化炭素排出量削減義務の履行状況を把握した上、具体的な省エネルギー対策を実施して削減目標を達成することにより、二酸化炭素の排出抑制を推進していくことを目的としています。

地球温暖化対策計画書は、前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上である事業所であって都知事が指定した指定地球温暖化対策事業者に作成が義務付けられており、指定地球温暖化対策事業所は、削減義務の履行の状況、削減計画の期間、削減目標、同目標を達成するための温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画、同措置の実施状況などを記載した計画書に、検証の結果を添えて、毎年度11月末までに都に提出する義務があります。

本事業の対象事業所は、条例により地球温暖化対策計画書の提出が義務付けられていますので、助成申請の対象とする省エネルギー対策についても、この計画書と整合性のあるものとする必要があります。

- 注1 本事業の申請書及び添付書類の様式も地球温暖化対策計画書の記載事項を考慮に入れて定めており、事業所全体の総量削減義務の履行の計画等は主として地球温暖化対策計画書の写しを見ることとしていますので、できるだけ記載内容の整合性が取れるように努めてください。

1.6.4 統括管理者及び技術管理者の役割

本事業の助成対象となる特定地球温暖化対策事業所においては、統括管理者及び技術管理者が選任されていますので、両管理者が条例及び規則に定められたそれぞれの役割を適切に発揮し、効果のある省エネルギー対策の作成、実行に当たることが期待されています。

統括管理者は温暖化対策に関し事業所従業員への指導及び監督にも気を配り、技術管理者は、特に本事業に関して専門知識を生かして省エネルギー診断実施者と十分打ち合わせの上、当該事業所における有効な省エネルギーのための対策の策定及び実施につき技術面で主導的役割を發揮してください。

【総量削減義務と排出量取引制度に関する問合せ窓口】

東京都環境局 都市地球環境部 総量削減課

「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎8階中央

電話 03-5388-3438 FAX 03-5388-1380

1.6.5 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度

都は、都の行う地球温暖化対策の推進に協力し、地球温暖化対策に係る知見及び技術を温室効果ガス排出事業者に提供する事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」（以下「ビジネス事業者」といいます。）として都に登録し、排出事業者に対して紹介する制度を平成17年に創設しました。

公社は、都の委託を受け、ビジネス事業者登録申請受付や温暖化対策に取り組む都内の温室効果ガス排出事業者に対するビジネス事業者の登録、紹介を行っています。

本事業においては、省エネルギー対策の前提として、都に登録したビジネス事業者による省エネルギー診断が必要となります。ビジネス事業者一覧については、公社（東京都地球温暖化防止活動推進センター：愛称 クール・ネット東京）のホームページをご覧ください。

注1 ビジネス事業者に登録する際の要件として、都知事が指定した講習会を修了した地球温暖化対策技術者及び地球温暖化対策監理技術者を選任することが必要ですが、今年度、次回の講習会は11月に予定されています。本助成金の今年の募集日程からすると、申請時までには本講習を修了した地球温暖化対策技術者等を選任してビジネス事業者に登録することも可能と考えられますので、省エネルギー診断の時点ではまだ上記のビジネス事業者に登録していない場合でも、申請までに確実に登録するのであれば、当該ビジネス事業者登録予定の者による省エネルギー診断をもって準備を進めることも可能です。講習会については、クール・ネ

ット東京のホームページで案内しています。

【ビジネス事業者登録・紹介制度の問合せ先】

財団法人 東京都環境整備公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

電話 03-5388-3439 FAX 03-5388-1384

URL <http://www.tokyo-co2down.jp/>

E-mail tccca@kankyo.metro.tokyo.jp

1.7 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」といいます。）は、都内にある特定地球温暖化対策事業所において、その所有事業者等として総量削減義務の主体とされている特定地球温暖化対策事業者のうち、1.7.2に掲げる「特定中小規模事業者」であって、過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。

以下、特定地球温暖化対策事業者及び特定中小規模事業者につき、それぞれ説明します。

1.7.1 特定地球温暖化対策事業者

特定地球温暖化対策事業者は、条例により特定地球温暖化対策事業所における総量削減義務を負う者であり、原則としては、当該事業所の所有者になります。

注1 特定地球温暖化対策事業所とは、指定地球温暖化対策事業所のうち、3年度（年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあっては、当該年度を除く3年度）連続して原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上となったことで、特定地球温暖化対策事業所として指定を受けた事業所をいいます。指定地球温暖化対策事業所とは、前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上となったことで、都知事から指定地球温暖化対策事業所として指定を受けた事業所をいいます。特定地球温暖化対策事業所の指定を受けていない間は、総量削減義務はかかりません。したがって、本事業の対象事業所となるためには指定地球温暖化対策事業所であるだけでは十分でなく、申請の時点で特定地球温暖化対策事業所であることが必要です。

1.7.2 特定中小規模事業者

特定中小規模事業者には、次の事業者（1）～（5）が該当します。

（1） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以

下「中小企業者」といいます。)のうち、次に掲げる要件に該当するものを除いたもの。

- ① 一の大企業（中小企業者以外の会社をいいます。以下同じ。）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 1/2 以上を所有している場合
 - ② 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2/3 以上を所有している場合
 - ③ 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の 1/2 以上を兼務している場合
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 7 号に規定する協業組合、同項第 8 号に規定する商工組合又は同項第 9 号に規定する商工組合連合会
 - (3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合、同条第 1 号の 2 に規定する事業協同小組合、同条第 1 号の 3 に規定する火災共済協同組合、同条第 2 号に規定する信用協同組合、同条第 3 号に規定する協同組合連合会又は同条第 4 号に規定する企業組合
 - (4) 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
 - (5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合、同法第 52 条の 4 第 1 項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第 53 条第 1 項に規定する生活衛生同業組合連合会

注 1 中小企業基本法による「中小企業者」の定義については、次頁の「【参考】中小企業者の定義」を参照してください。

注 2 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社は、上記の大企業に含まれません。

【参考】中小企業基本法による中小企業者の定義

業 種	資本金	常時使用する 従業員
① 製造業、建設業、運輸業、その他（以下の②～④を除く。）	3億円以下又は300人以下	
② 卸売業	1億円以下又は100人以下	
③ サービス業	5千万円以下又は100人以下	
④ 小売業	5千万円以下又は50人以下	

注1 日本標準産業分類（第12回改訂）に基づきます。

注2 個人事業者は、中小企業者に含まれます。

注3 財団法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、生活協同組合、農業協同組合などは、上記基準値を満たしていても中小企業者にはなりません。

注4 LLP（有限責任事業組合）及び任意グループは対象になりません。

注5 複数の業種がある場合は、「売上高」が大きい方を主たる業種とします。売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断することになります。ただし、「製造小売」は「小売業」に該当します。

注6 「常時使用する従業員」とは、事業主（事業主の三親等以内の親族であって事業主と生計を一にしている者を含みます。）及び法人の役員は含まれず、また、臨時の従業員も含みません。

この場合、特に「臨時の従業員」でないことをいかなる基準によって判断するかが問題となりますが、労働基準法第21条において「解雇の予告を必要としない者」として規定している次のアからエに該当する者以外の従業員を「常時使用する従業員」として取り扱うものとします（労働基準法第20条に基づき解雇の予告を必要とする者を従業員として取り扱います。）。

ア 日々雇い入れられる者（ただし、1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除きます。）

イ 2箇月以内の期間を定めて使用される者（ただし、2箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除きます。）

ウ 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者（ただし、4箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除きます。）

エ 試の使用期間中の者（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除きます。）

1.8 助成対象事業

1.8.1 助成対象事業

本助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」といいます。）は、助成対象事業者が都内に所有又は使用する特定地球温暖化対策事業所において、省エネルギー診断に基づき対策を実施するもので、省エネルギー効果が高く、優れた費用対効果が見込まれる設備の導入等を行う省エネルギー対策です。

省エネルギー対策の内容については、既存設備の更新によるものに限るわけではありません。太陽光発電設備等、新設となる設備の導入も助成対象となりますが、いずれにしても省エネルギー効果が高いことが必要です。

なお、本事業においては、助成対象事業者が所有権をもって省エネルギー対策設備を導入することが必要です。

注1 住居やマンションは、本事業の対象外です。

注2 本事業においては、助成対象事業者による単独申請となり、ESCO事業者が助成対象事業者の一部となって行う共同申請はありません。なお、實際上、ESCO事業者等が計画の策定、実行等につき支援、助力することを妨げるものではありませんが、導入する設備は助成対象事業者が所有し、管理及び処分の権限を有することが必要になります。リースや割賦購入では、交付要件を満たしません。

1.8.2 省エネルギー診断

(1) 診断の実施者

本事業では、ビジネス事業者が省エネルギー診断の実施者となります。助成金を申請される事業者はビジネス事業者を選定し、その診断を受けた上、診断に基づく省エネルギー対策を立ててください。

診断を行ったビジネス事業者から助成対象事業者に提出された省エネルギー診断報告書は、本事業の案件採択に当たって必要な資料となりますので、申請の際、同報告書の写しを申請書に添付していただくことになります。

注1 当該事業所で技術管理者を外部委託している場合に、客観的第三者の観点からの診断の機能が十分果たされれば、技術管理者の委託先のビジネス事業者により省エネルギー診断が行われても差支えはありません。

(2) 省エネルギー診断の内容

本事業では、温室効果ガスのうちでも、条例が特定温室効果ガスと定義する、燃料、熱又は電気の使用に伴って排出する二酸化炭素の削減を目的としています。本事業の助成対象事業に係る事業所については、事業所全体として条例により二酸化炭素の総量削減義務

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト

が課されており、本事業においても総量削減義務の履行が助成金の交付条件となっておりません。

したがって、本事業では省エネルギー対策の経費の一部を助成しますが、事業所全体としての総量削減義務の履行の見込みも審査の対象になりますので、省エネルギー診断にあたっては運用改善も含めた事業所全体の省エネルギー効果を診断の対象にしてください。

注1 二酸化炭素の排出量は、原油換算したエネルギー使用量をもとに計算することになります。二酸化炭素の排出量、削減量及び省エネルギー効果の算定については、「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン（平成23年3月 東京都環境局）」によります。

(3) 省エネルギー対策による二酸化炭素削減効果の計算

本事業では、省エネルギー設備導入による対策削減量の算定方法につき特定の方法を指定しませんが、次の算定要領を守ってください。

- ① 対策削減量の計算の前提として、当該設備の前年度の年間使用エネルギー及び二酸化炭素排出量を明記する。この場合、当該設備の前年度使用エネルギーの実測データがある場合は実測値を適用するが、実測値がないときは合理的な方法で算定する。
- ② 助成対象設備を設置した後の当該設備の年間使用エネルギー及び二酸化炭素排出量については、効果の予測を行い、合理的な方法で推計して算定する。
- ③ 算定に使用した計算式、考え方、基礎となったデータ等は明示し、算定が合理的に行われたことを分かりやすく整理して説明する。なお、導入しようとする省エネルギー設備が都内中小クレジットの対象となる削減対策項目（熱源・熱搬送設備、空調・換気設備、照明・電気設備など）にあり、対策要件に示された性能を有し、対策前の条件にも合致する（認定基準を満たす）場合は、都内中小クレジット算定ガイドラインによる対策削減量計算を参考にすることもできます。

注1 都内中小クレジットとは、都内にある指定地球温暖化対策事業所以外の中小規模事業所につき、都知事が定める一定の設備更新を対象として、省エネルギーのための対策実施により当該事業所の二酸化炭素総排出量が削減されている場合に、一定の削減量をクレジットとして取引可能なものとする仕組みです。本事業は、大規模事業所を対象とするものであるため、当然ながら中小規模事業所を対象とした都内中小クレジット創設にはつながりませんが、同クレジットの対象となっている設備は省エネルギーのための対策として一般的に有効と認められるものを取り上げていますので、大規模事業所における省エネルギー対策においても活用できるものと考えられます。したがって、省エネルギー診断及び本事業の助成金の申請に当たり、都内中小クレジットの対象設備の概要（特に省エネルギーの

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト

ための対策の項目)を参照していただくことも有益と思われます。この都内中小クレジットの対象となる設備等については、「総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン(平成23年4月 東京都環境局)」をご覧ください。

注2 都内中小クレジットでは対策前の設備機器については、実際に使用していた設備機器にかかわらず、従来の標準的な効率の設備機器であったものと仮定して対策削減量を算定しています。実際に使用していた設備機器によって対策前排出量を算定する場合には、上記のとおり、合理的な算定方法で推計した値を用いることとなります。

注3 本事業において、省エネルギー対策は都内中小クレジット対象設備の導入に限られるものではなく、助成に当たり同クレジット対象設備の導入を優先的に取り扱うというものではありません。

(4) 省エネルギー診断報告書

本事業で、省エネルギー診断は申請のもととなるものですので、具体的な省エネルギー効果を提案しなければなりません。また、省エネルギー診断報告書は省エネルギー診断を実施した者が事業者へ報告するものであり、様式を定めるものではありませんが、申請書類として添付した際に分かりやすいものであることが必要ですので、省エネルギー診断に盛り込む項目については別紙1の「省エネルギー診断報告書サンプル」を参考にしてください。

本事業においては、助成設備の導入効果につき第二計画期間まで分析・検証することを予定しているため、省エネルギー診断においては、この分析・検証のための計測方法についても提案してください。

注1 省エネルギー診断で提案された設備改善は事業所全体に関するもので、本事業においてすべてを一度に実施する必要はありませんが、第一計画期間における総量削減義務の履行が確実に見込まれる内容となっているかどうかは、助成案件の採択にとっての判断要素となります。

注2 総量削減義務と排出量取引制度の下で、本助成金の交付を受けた事業所についても、他の事業所の超過削減量又は都内中小クレジット等のオフセットクレジットを排出量取引により取得して義務充当することを禁じる訳ではありませんが、公的助成を受ける以上、できるだけ自己の事業所の排出量削減により総量削減義務を履行する計画となることが望まれます。

注3 本事業においては、二酸化炭素削減量及び二酸化炭素削減率を助成金の交付要件として設けておりませんが、省エネルギー診断の結果に基づいた、総量削減義務に示された削減率以上の省エネ効果が見込める省エネルギー対策の実施が、一つの目安となります。

注4 省エネルギー診断においては、エネルギー費用削減見込額(年間)と投資費用との関係(いわゆる投資回収年)も算定してください。

1.8.3 助成対象経費

(1) 本事業の助成は、助成対象事業を行うために必要となる以下の経費を対象とします。

項目	内 訳	助成対象
① 機器費	機器費、計測機器、必要不可欠な付属機器	○
② 工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、総合試験調整費、立会検査費、機器搬入費等	○

注1 上記経費に係る消費税相当額は、助成対象経費となりません。

注2 工事費は助成事業を行うために不可欠な工事の費用をいいます。

注3 工事費以外の経費（通信費・水道光熱費・旅費・振込手数料等の事務費）は、対象になりませんので、ご注意ください。

注4 過剰と見なされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のもの及び本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費は対象になりません。

注5 中古の設備については、助成対象経費とは認められません。

注6 撤去費、移設費、処分費は、対象になりません。

注7 本事業は効果の分析・検証を一つの目的にしているため、助成対象となる設備の効果測定に必要となる、省エネルギー診断に基づき設置する計測機器は助成対象となります。

【助成対象となる経費、ならない経費の主なもの（例示）】

① 機器費
<p>【対象となる経費】</p> <p>○ボイラー、○空調設備、○給湯設備、○照明設備、○トランス、○高効率冷凍機、○インバータ化設備、○制御機器、○計測・データ収集機器、○圧縮機等の省エネルギー効率が高い設備機器、○再エネ設備、○デマンド監視設備、○その他の省エネルギー設備及び機器等</p> <p>【対象とならない経費】</p> <p>必要不可欠とは言えない付属機器</p>
② 工事費
<p>【対象となる経費】</p> <p>○機器据付費、○基礎工事、○配電・配管工事、○材料費、○断熱・保温等の工事に要した費用、○省エネルギー対策工事費</p> <p>【対象とならない経費】</p> <p>既存設備の撤去・処分のための工事に要した費用、土地の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、本助成事業と直接関係のない工事に要した費用</p>
③ 諸経費

【対象とならない経費】

共通仮設費、一般管理費、諸経費（準備費、仮設物費、安全費、試験調査費、整理清掃費、機械器具費、運搬費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、撤去費、役員報酬、動力用水光熱費、その他）など

(2) 下記の場合には、助成対象経費に一定の条件が付されます。

- ① 区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の「区分所有者」をいいます。以下同じ。）のうちに大規模等事業者（特定中小規模事業者以外の事業者をいいます。以下同じ。）がいる場合

助成対象事業者が特定地球温暖化対策事業所の区分所有者であり、かつ、他の区分所有者のうちに大規模等事業者がいる場合に、当該特定地球温暖化対策事業所の共用部分における省エネルギー対策を実施するときは、助成対象経費のうち当該共用部分についての経費は、(1)の経費に、次のいずれか低い割合を乗じて得た経費とします。

ア 当該共用部分を共用する全ての区分所有者の専有部分の床面積の合計に対する当該共用部分を共用する全ての特定中小規模事業者の専有部分の床面積の合計の割合

イ 当該共用部分の省エネルギー対策に要する経費の合計に対する当該共用部分を共用する全ての特定中小規模事業者が負担する経費の合計の割合

これらを、例を用いて図示すると、次のとおりです。

(ア) 共用部分での設備導入工事（ターボ冷凍機更新、照明設備更新等）

特定中小規模事業者専有部分 A (m ²)	床面積割合 (例) 40% { A ÷ (A + B) }
大規模等事業者専有部分 B (m ²)	60% { B ÷ (A + B) }
共用部分	

助成対象経費の上限＝省エネ対策の経費総額×40%（専有部分の床面積割合）

この上限の範囲内で、各事業者の経費負担割合による。

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト

(例) 経費負担金額が50%の場合→上限を超えるので、床面積割合により

$$\text{助成対象経費} = \text{省エネ対策の経費総額} \times 40\%$$

経費負担金額が20%の場合→上限以下なので、

$$\text{助成対象経費} = \text{省エネ対策の経費総額} \times 20\%$$

(イ) 共用部分及び専有部分での設備導入工事（空調設備更新、照明設備更新等）

特定中小規模事業者専有部分 A (㎡)	床面積割合 (例) $40\% \{A \div (A + B)\}$
大規模等事業者専有部分 B (㎡)	$60\% \{B \div (A + B)\}$
共用部分	

$$\begin{aligned} \text{助成対象経費の上限} &= \text{省エネ対策の経費 (特定中小規模事業者専有部分)} \\ &\quad + \text{省エネ対策の経費 (共用部分)} \times 40\% \end{aligned}$$

特定中小規模事業者専有部分については100%の助成、共用部分について、上記(ア)の考え方で助成対象経費を算出し、その合計が助成対象経費となります。

注1 以上の場合に該当する交付申請については、共用工事の経費負担に関する協定書の提出等が必要になりますので、具体的事例をもってあらかじめ公社に相談してください。

② 区分所有以外の場合で、共有者の一部に大規模等事業者がいる場合

区分所有ではなく、助成対象事業者に係る特定地球温暖化対策事業所において、当該助成対象事業者以外の特定地球温暖化対策事業者のうちに大規模等事業者がいる場合には、当該事業所における助成対象経費をどのように算定するかについては、申請前に具体的な事例をもって公社にお問い合わせください。

1.8.4 本事業の実施期限及び助成事業の効果報告

本事業の実施期限は、総量削減義務の第二計画期間の整理期間が終了する平成32年度の末日までです。

助成金の交付決定を受けた場合は、当該助成金の交付を受けた年度の翌年度（ほとんどの場合は、平成25年度）から32年度まで毎年度、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」といいます。）に関し、省エネルギー対策に基づく二酸化炭素の排出量の削減効果等を分析、検証した報告書を、公社を通じて都に提出することになります。

また、この間、都及び公社の実施する分析・検証に協力する義務があります。

助成事業者からの報告については、公社が、継続的な分析・検証を行い、都が成果を公表することを予定しています。

1.8.5 助成金の額

- ・助成対象経費の1/3以内
- ・助成限度額 5,000万円

注1 助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

注2 工事完了後の助成金の交付となりますので、助成事業期間中は借入金等で必要な資金を調達する必要があります。

1.8.6 交付の条件

助成事業者は、以下の交付要件をすべて満たした上、交付決定に付された条件を守っていく必要があります。

・申請時

- (1) 都内に特定地球温暖化対策事業所を所有又は使用し、本事業の対象となる設備を所有していること。
- (2) 特定地球温暖化対策事業者であること。
- (3) 特定中小規模事業者であること。
- (4) 個人事業者の場合は、都内税務署に所得税法（昭和22年法律第27号）第229条に基づく開業届を提出していること。
- (5) ビジネス事業者が実施する省エネルギー診断を受け、その診断結果に基づき、省エネルギー効果が高く、優れた費用対効果が見込まれる設備の導入等の省エネルギー対策を計画していること。
- (6) 交付決定前に助成対象事業の工事に着手していないこと。
- (7) 過去に税金の滞納がないことや刑事上の処分を受けていないなど、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められること。
- (8) これまで、地球温暖化対策に関する法令、条例、規則を遵守していると認められること。

・交付決定後

- (9) 工事着手前に本事業を実施するための工事契約を締結すること。
- (10) 助成金交付申請書に記載する削減見込み量を減少させるような設備変更をしない

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト

- こと。
- (11) 当該事業所において、助成対象設備及びその他すべての設備機器について、適正かつ効率的な運用を行い、事業所全体の排出量削減に継続して努めること。
 - (12) 助成事業者は、助成対象となる設備の導入に係る経費に関して重複して本助成金以外の補助金その他の給付金を受給して助成対象経費を上回ってはならないこと。
 - (13) 第一計画期間において生じた超過削減量については、交付決定の日以降、平成27年度の末日まで保有し続けること。
 - (14) 助成事業に係る省エネルギー対策につき必要な計器を設置してその効果を計測した上、本事業の実施期限の平成32年度の末日まで、毎年度、地球温暖化対策計画書の写しと共に、助成事業の効果に関する報告書を提出すること。
 - (15) 助成事業の効果を把握するために必要な情報や書類等を記録・保管し、並びに都及び公社が行う本事業の実施状況に関する情報の公表に協力すること。また、現地調査を実施する場合は協力すること。
 - (16) 本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則を遵守すること。
 - (17) 上記の各項のほか、実施要綱及び交付要綱の規定を遵守すること。

注1 本事業の期間内に、同一の内容で国や地方公共団体、独立行政法人等から補助金（負担金、利子補給金、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含みます。）又は助成金の交付を受けることを禁じてはおりません。とは言え、他の補助金、助成金が重複受給を認めていない場合には、本助成金又は他の補助金等のどちらかの受給を選択することになります。また、本助成金と同様に、他の補助金等が交付決定まで工事着手を禁じている場合には、その旨を申告し、交付日程等につき個別に相談してください。いずれにしても、他の補助金等の交付又は交付申請の状況につき公社として承知しておく必要がありますので、申請に際し、確実に申告をお願いします。

注2 助成対象事業において、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）の税制優遇を受ける予定の場合は、「助成事業実施計画書」に、その旨をご記入ください。

2 申請、助成の実施

2.1 申請の方法

2.1.1 募集期間

申請を行う場合は、下記の期間内に申請書類を提出する必要があります。

平成23年12月15日（木）～平成24年1月13日（金）

（除く12月29日（木）～1月3日（火））

注1 募集期間を過ぎた後の提出は、受け付けられませんのでご注意ください。

2.1.2 申請書類

別紙3の「申請書類作成要領」を参考に必要な書類をご用意いただき、「正本1部、副本1部」を提出してください。なお、提出された申請書類及び添付書類について、原則として返却はいたしませんので、助成金申請者用として必ず控えを1部をご用意ください。

申請書類の様式については、クール・ネット東京のホームページからダウンロードし、ご活用ください。

（URL <http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyuu/j9/j9-03.php>）

2.1.3 申請書類の提出

(1) 提出方法

申請書類は、必ず事前予約を行った上で、公社（東京都地球温暖化防止活動推進センター：クール・ネット東京）に直接お持ちいただき、ご説明願います。なお、事前予約は、クール・ネット東京（東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト ヘルプデスク）に電話してください。

注1 「郵送」や「宅配便」での提出は認められません。

注2 申請書類及び添付書類については、本審査以外に使用することはありません。

注3 必要書類への記入漏れや不備等があった場合は、書類審査で不採択となることがありますので、漏れのないよう、提出前によく確認してください。

注4 申請書類について、公社から修正をお願いする場合があります。

提出先及び問合せ先

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎9階

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト ヘルプデスク

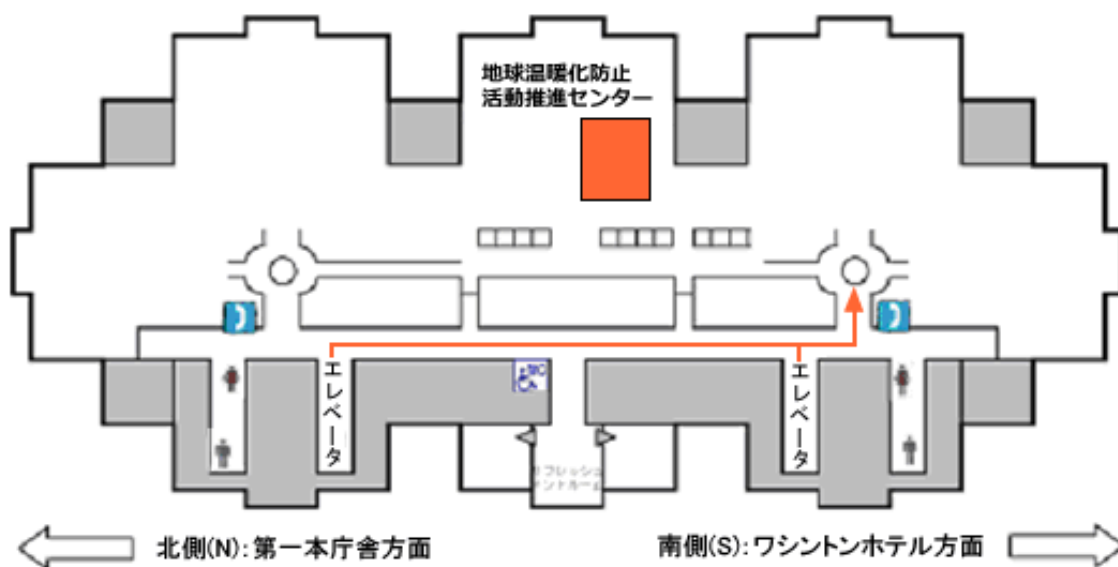
電話 03-5388-3474 FAX 03-5388-1384

E-mail : tccca@kankyo.metro.tokyo.jp

(URL <http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyou/j9>)

センター案内図

都庁第二本庁舎9F



2.2 事業計画作成及び申請に当たっての留意事項

2.2.1 事業計画作成及び申請上の留意点

- (1) 事業計画の審査は、提出された助成金交付申請書（助成事業実施計画書を含む。）及び関連資料をもとに、専門家の意見を聴いて行います。適正な判断を下せるよう、別紙3の「申請書類作成要領」を参考に、適切に記述をしてください。
- (2) 申請に当たり、必要事項が適切に記載されていなかったり、添付書類に漏れがある場合は、不採択となる場合があります。
- (3) 助成事業実施計画書は、省エネルギー設備の配置やシステム及び省エネルギー効果などを図や表を用いて事業実施前後の比較を分かりやすく記入してください。
- (4) 省エネルギー対策の実施項目が複数の場合は、項目ごとに事業実施前後の比較を記入してください。
- (5) 提出する書類はファイル綴じとし、資料ごとにインデックスを使用してください。
- (6) 必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。なお、補足説明資料は印刷物に限り、かつ、必ずA4サイズ（A3折りたたみ可）としてください（印刷物は抜粋でも結構ですので、要領よく、要点をまとめてください）。
- (7) 交付決定後、二酸化炭素排出削減量の減少がないこと、助成金の増額を要しないこと等の基本的条件の範囲内で事業計画の変更を承認することがまったくない訳ではありませんが、この変更は、公社のみでは行えず、都の承認を得る必要がありますので、原則として認められません。

したがって、計画を立てるに当たっては、確実に現場を調査し、計画内容の機器が設置できるかを的確に判定した上で計画を立て、交付決定後に安易に計画の変更を申請することのないように十分注意してください。案件の採択前の調査に際しても、計画内容がしっかりした調査、設計の上に立ったものかどうかを審査するつもりですので、ご注意願います。

注1 助成事業実施計画は、省エネルギー診断に基づき計画することになりますので、助成事業実施計画書の内容は、省エネルギー診断報告書の内容と重なることが多くなります。この場合、実施計画書の作成に当たり、適宜省エネルギー診断報告書を引用して記載することも可能ですが、実施計画書と省エネルギー診断報告書のつながりを分かりやすく説明するなどして、実施計画の内容が明確になるようにしてください。

注2 本事業においては、同一の特定中小規模事業者による複数の事業所に係る申請も可能です。この場合、事業所ごとにそれぞれ申請書を提出してください。ただし、限られた助成枠と申請件数の状況いかんによって、助成案件の最終的な採択に当たり、同一事業者からの複数申請であることを考慮に入れて判断がなされること

はあり得ますので、ご承知置き願います。

2.2.2 申請単位

本事業では、条例により特定地球温暖化対策事業所とされている工場・事業所が申請単位となり、特定地球温暖化対策事業者が申請者の単位となります。

一つの特定地球温暖化対策事業所につき複数の特定地球温暖化対策事業者がいる場合に、助成対象事業者の要件を満たす事業者が申請するときは、本事業における超過削減量のバンキングは事業所全体に及ぶ事項となりますので、助成対象事業者は、他の特定地球温暖化対策事業者の承諾を得て、「区分所有者等の申請に係る同意書」を添付して申請してください。

なお、総量削減義務の履行も事業所全体に関する事項ですので、当該事業所で総量削減義務の不履行があった場合には、助成事業者に対する助成金の交付決定取消事由となります。

また、助成対象事業者が自己所有でない建築物に設備を設置する場合、区分所有者が共用部分に設備を設置する場合、共有者が設備を設置する場合にも、工事の実施等に対する承諾という意味での建築物の所有者（他の区分所有者、共有者）からの同意書を提出する必要があります。

一つの特定地球温暖化対策事業所につき複数の特定地球温暖化対策事業者がいる場合に、助成対象事業者としての要件を満たす者も複数であるときは、共同のための申請をすることも可能ですが、申請者全員の代表となる助成対象事業者（以下「申請代表者」といいます。）を決めて、申請代表者への承諾書を提出してください。

注1 交付要綱の別紙第17号様式の「区分所有者等の申請に係る同意書」は、個々の場合に応じ、事業所の超過削減量のバンキングについての同意、テナントによる工事に対する所有者の同意、共用部分の工事についての同意、共用部分に設置した設備につき一定期間内の処分が制限されることについての同意を含む様式となっていますので、本事業の関係事項につき十分説明の上、同意を得てください。

2.2.3 省エネルギー対策による二酸化炭素削減効果の計算

省エネルギー対策により導入する設備・機器については、省エネルギー診断に基づき選定する必要があります。参考見積りを依頼する場合は、省エネルギー診断結果に基づいた機器を導入予定機器として選定して行ってください。

省エネルギー診断は事業所全体を対象としますが、助成事業計画は、申請の対象とする省エネルギー対策に限定したものととなります。

省エネルギー対策の実施計画においては、個々の設備、機器ごとに、既設の機器及び更新する機器の仕様、能力、効率等を明記した上、それに基づく合理的な推計により対策実施前後のエネルギー使用量、対策後のエネルギー削減量、二酸化炭素排出削減量を算定し、

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト

助成対象設備による全体の省エネルギー効果を取りまとめてください。削減効果の算定要領については、1.8.2の(3)で省エネルギー診断につき説明した算定要領がそのまま当てはまります。

また、助成対象となった省エネルギー対策実施後における効果の計測の方法、計画についても記載してください。

注1 省エネルギー診断の項でも述べたとおり、二酸化炭素の排出量は、原油換算したエネルギー使用量をもとに計算することになります。二酸化炭素の排出量、削減量及び省エネルギー効果の算定については、「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン（平成23年3月 東京都環境局）」によります。

2.2.4 工事（着手）予定日及び工事完了予定日

(1) 事業開始日（工事着手予定日）

交付決定日以降で、実際に助成事業に着手する（予定）日になります。助成事業実施計画書は、交付決定日を平成24年3月上旬と仮定して作成してください。

(2) 工事完了予定日

工事が完了する予定日を助成事業実施計画書に記入してください。完了後に会社による検査を受け、助成交付額が確定します。なお、工事完了の届出は、工事完了後速やかに行い、遅くとも平成24年12月28日までに行わなければなりません。

2.3 審査

2.3.1 審査の流れ等

審査は、書類による資格要件及び事業内容等の審査により行います。また、必要に応じ、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

手順は、以下のとおりです。

(1) 書類等審査

- ① 「1.7 助成対象事業者」に適合しているか審査します。
- ② 助成金交付申請書（助成事業実施計画書を含む。）等の提出された書類をもとに助成対象事業について審査します。

(2) 審査委員会の開催

書類審査等による評価をもとに審査委員会の審査結果を踏まえ、助成事業者を選定します。なお、選定に当たっては、2.3.2「審査の主な着眼点」に基づく、申請案件相互間の比較により助成枠の範囲内で絞込みを行います。

注1 審査結果については、採択の可否を書面で通知いたします。

注2 審査中の途中経過、審査委員会委員等に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめご了承ください。

注3 選考に係る審査料等は徴収しませんが、当然ながら、申請書類作成・送付等に係わる経費は、助成金申請者の自己負担になります。

注4 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

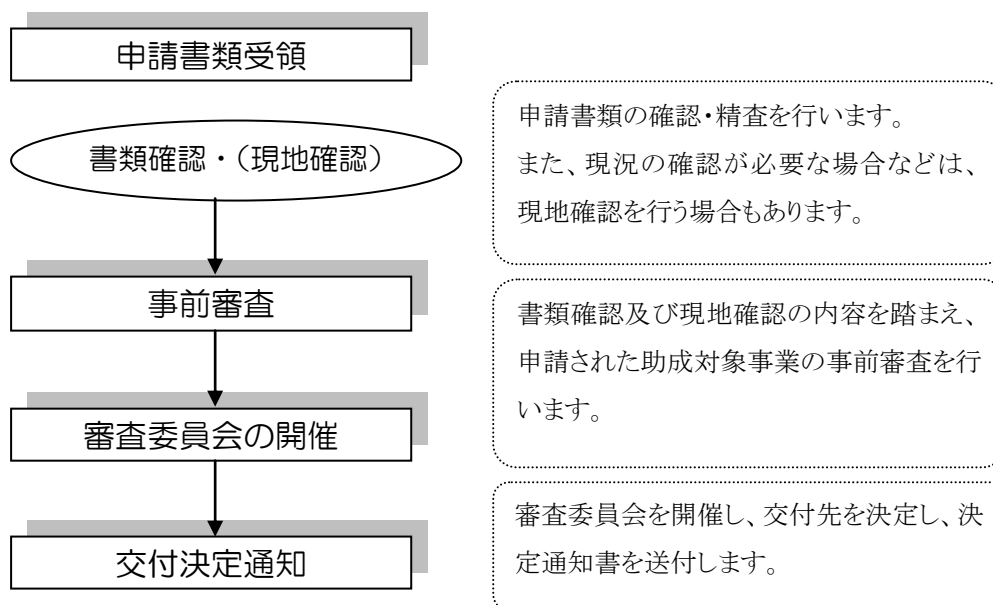
2.3.2 審査の主な着眼点

本事業の審査においては、助成対象事業の省エネルギー対策実施前後における二酸化炭素の排出量の削減効果及び助成対象事業の実施の確実性を中心に審査することとなっています。

さらに具体的には、今回の募集において特に重要な、審査に当たっての主な着眼点は、次のとおりです。

- (1)二酸化炭素削減見込率・見込量
- (2)費用対効果
- (3)電力使用量の削減見込み
- (4)事業の実行性（企業の経営状況や今後の経営計画など）
- (5)その他

<審査フロー>



2.4 交付決定

審査（審査委員会）の結果に基づき、公社が助成枠の範囲内で助成金の交付を決定した助成金申請者には、助成事業名、助成対象経費及び助成金の額等について記載した交付決定通知書を送付します。

交付決定に当たって、助成金の適正な交付を行うために必要と認めるときは、申請内容について修正を加え又は条件を付して交付決定を行う場合があります。

また、公社は、必要に応じて、助成事業者に対し現地確認を行いますので、ご協力をお願いします。なお、不交付のときは、不交付決定通知書を送付します。

注1 交付決定に当たっては、本事業の目的に沿って大規模事業所における有効な温暖化対策の普及促進のための分析・検証ができるように、審査結果を踏まえた上で、都が当該申請について選定する場合があります。

注2 公社が通知する助成金の額（以下「交付決定額」といいます。）は、助成限度額を明示するものであり、助成金の支払額を約束するものではありません。また、助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、通知した助成金の額を超えてお支払いすることはできません。なお、2.5（4）助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額とします。

2.5 助成事業の開始から工事完了まで

（1）助成事業の開始

- ① 助成事業者は、事業の実施に当たっては、交付決定後、速やかに工事入札等を行い、当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定し、助成事業開始届に工事契約書の写しを添付して提出してください。
- ② 当該工事の発注先は入札又は3社以上の見積りにより決定してください。また、その際は、申請時に採用した機器と同等又はそれ以上の能力の機器となるようにしなければなりません。
- ③ 交付決定時に工事の発注先が決定しているものは助成事業の対象外となりますので、ご注意ください。
- ④ 助成事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益等排除を行います。その他、利益等排除の考え方については、助成事業者に対し、別途、通知いたします。

(2) 申請の撤回

助成事業者は、交付決定の内容又は付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない理由がある場合は、交付決定通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

(3) 事情変更による決定の取消し等

交付決定後、天災地変その他事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合には、公社は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(4) 助成事業の計画変更について

- ① 助成事業者は、助成事業の実施中に、事業の内容について、以下のような変更の可能性が生じた場合は、あらかじめ、公社に助成事業計画変更申請書を提出してください。
 - ア 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、省エネルギー効果が申請時より下回る変更は認められません。
 - イ 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。ただし、交付決定額を超える変更は認められません。
- ② 申請が妥当であると認められた場合は、公社が必要に応じ条件を付して、その旨を通知します。

注1 交付申請の時点で十分検討された計画になっていれば、通例、交付決定後の計画変更は必要ありませんが、結果的に変更を必要とする事情が発生した場合には、速やかに相談してください。

注2 機器の型番に変更を生じた等、軽微な内容のものでも必ず申し出ることとし、勝手に計画を変更して工事を進めるようなことは決してしないでください。

(5) 事業者情報の変更について

助成事業者は、代表者、住所、商号等を変更した場合は、速やかに、住所等の変更届出書を提出してください。

(6) 債権譲渡について

交付決定によって生じる権利について、第三者に譲渡し、又は承継させることは原則として認められません。ただし、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行う者が変更される場合においては、あらかじめ、助成事業承継承認申請書を提出し、都がその旨を承認することで、助成金の交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

(7) 事業遅延の報告について

- ① 助成事業者は、実施計画書に基づき工事等を進捗させるように努める義務がありますが、やむを得ない事由により工事が予定の事業実施期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書を公社に提出してください。
- ② 遅延の理由、内容が認められた場合は、公社は必要な措置を取りますので、指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、助成金の支払いが行われない場合があります。

(8) 助成事業の廃止

- ① やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書を提出し、承認を得る必要があります。
- ② 申請内容を審査し、妥当であると判断された場合には、事業廃止についての承認を行います。なお、承認に当たっては、必要に応じて公社が条件を付する場合があります。

(9) 工事の完了について

- ① 助成事業者は、助成事業（工事施工）が完了したときは、完了の日から速やかに、工事完了届を公社に提出してください。
- ② 公社は、工事完了届を受領した後、書類の審査及び現地確認等により助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するか検査を行い、当該事業が適正であった場合は、助成金の額を確定し、その旨を通知します。
- ③ 申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いが行われません。

注1 工事完了届の提出期限は、平成24年12月28日（厳守）ですが、本事業における工事期間は、助成事業の規模・計画に応じて適正に設定し、当該工事を計画的に進捗管理することが求められます。

2.6 助成金の交付

- (1) 助成事業者は、公社による検査を受け、設計、整備及び工事の請負業者等に対して工事に係るすべての支払いが完了し、公社から確定通知があった時点で、助成金交付請求書を提出するものとします。
- (2) 公社は、助成金交付請求書の受領後、添付された領収書の確認を行い、対象設備の所有者である助成事業者に助成金を交付します。
- (3) 助成金交付請求書の内容が確定通知と違う場合、助成金の支払いが行われない場合があります。

2.7 交付決定の取消し

- (1) 次のような場合には、助成金交付決定の取消しを受ける場合があります。
 - ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ② 交付決定の内容又は目的に反して助成金を使用したとき。
 - ③ 本事業に係る都及び公社の指示に従わなかったとき。
 - ④ 第一計画期間の翌年度の末日までに、バンキングすべき当該事業所における超過削減量が移転先一般管理口座から他の一般管理口座に移転されたとき。
 - ⑤ その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例に違反したとき。

注1 「移転先一般管理口座」とは、助成事業者が本助成金に係る事業所の「特定一般管理口座」として都知事の登録を受けた一般管理口座のことをいいます。

- (2) 上記の取消しは、工事完了を終え、助成金の額が確定した後でも行うことがあります。公社は、この取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に通知を行います。

(取消しの具体例)

- ① 申請時の機器構成から二酸化炭素削減見込量が減少する変更を行った場合
- ② 交付決定日前において、発注、契約等を行っていた場合
- ③ 条例及び規則に基づく地球温暖化対策計画書の提出がなされない場合
- ④ 実施要綱、交付要綱及び本要項に明記されている、本事業に必要な提出書類が提出されない場合
- ⑤ 無断で計画内容を変更して工事をした場合

(3) 総量削減義務不履行の場合の取消し

総量削減義務は条例に基づく義務であり、助成事業者は、助成対象に係る特定地球温暖化対策事業所において、助成対象設備による効果を含め二酸化炭素排出状況を把握し、状況に応じて早めに適切な対策を講じることにより第一計画期間（平成22年度～平成26年度）の総量削減義務を必ず履行しなければなりません。

当該事業所での削減による義務達成ができない場合には、排出量取引による義務充当を行って義務を履行することが必要です。万が一履行できなかった場合には、助成金に利息を付して返還しなければなりません。

助成設備導入後、都及び公社が助成事業の効果等に関し、指導、助言する場合もありますので、これらに従って、事業所全体の二酸化炭素排出削減を進めてください。

2.8 交付決定後の注意事項

(1) 遂行状況調査

助成事業の実施期間において、事業の遂行状況を確認する場合があります。公社から指示があった場合には、速やかな対応をお願いします。

(2) 助成金の取消、返還等について

助成事業者による事業内容の虚偽申請その他の違反が判明した場合に、2.7(1)により公社が交付決定の取消しをした場合に、既に交付をした助成金があるときは、当該助成事業者は、指定する期日までに助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。また、助成事業者は、公社からの助成金返還請求を受け、当該助成金を返還したときは助成金返還報告書により公社に報告する必要があります。

また、交付決定の取消しをした場合に、特に必要があると認められるときは、当該助成事業者の氏名又は名称及び不正内容を公表することがあります。

(3) 違約加算金

助成金交付決定を取り消し、助成金の返還を請求することとなった助成事業者に対しては、その助成金を受領した日から納付の日まで年10.95%を加算した額を請求しますので、助成事業者は、これを公社に納付しなければなりません。

(4) 延滞金

助成事業者が、返還請求に応じず、返還納付期限までに助成金の返還を行わなかった場合、年10.95%の延滞金を請求いたします。助成事業者は、延滞金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

(5) 他の補助金等の一時停止等

助成事業者に対し助成金の返還を請求したにもかかわらず、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合に、本事業と同種の事務又は事業について交付すべき補助金その他の給付金（以下「他の補助金等」といいます。）があるときは、相当の限度で他の補助金等の交付を一部停止し、あるいは他の補助金等と本事業における未納付額とを相殺することもあります。

(6) 財産の管理等

- ① 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した（エネルギー効率が良くなった）財産（以下「取得財産等」といいます。）については、本事業の実施期限の日までの間、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- ② 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものであって法定耐用年数が経過する日が本事業の実施期限の日（平成 32 年度末）を超えるものを、本事業の実施期限の日の後 6 年以内（平成 38 年度まで）に処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書を公社に提出し、その承認を受けなければなりません。
- ③ 取得財産等の処分について承認を受け、当該取得財産等を処分した場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額について公社が請求します。助成事業者は、公社から請求を受けたときは、これを返還しなければなりません。

注 1 この取得財産等の処分については、将来、省エネルギー設備等の技術改良により一層有効な設備への更新が必要となった場合等、個々の事情に応じて本承認が運用されることとなりますので、決して無断で処分することのないよう、あらかじめ公社に必ず相談してください。

(7) 助成事業の経理等

- ① 助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類をきちんと揃えておく必要があります。
- ② さらに、これら帳簿や証拠書類は、本事業の実施期限である平成 32 年度末から 5 年間（平成 37 年度末まで）、管理・保存する義務を負っていただきます。

(8) 超過削減量が生じた場合の手続

総量削減義務の第一計画期間のうち、交付決定の日以降は、助成事業に係る事業所において生じた超過削減量（毎年度の排出量について検証機関による検証を受け、申請の上発行されたもの）について第二計画期間にバンキングする必要があります。

排出削減量の管理のためには、条例に基づき指定地球温暖化対策事業所ごとに都知事に

よる指定管理口座の開設を受けなければなりません。一般管理口座の開設を受けるかどうかは事業者にゆだねられています。指定管理口座に発行された超過削減量は義務充当されていなければ、特別な手続を要することなくバンキングされます。

交付決定以後に超過削減量を移転先一般管理口座から他の一般管理口座に移した場合には、交付決定を取り消しますので、交付を受けた助成金を返還していただくこととなります。

なお、平成28年度以降は、超過削減量を取引することができます。

注1 手続については、都の「総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン（平成23年3月）」をご覧ください。

2.9 効果等の把握・報告

- (1) 助成事業者は、工事の完了した年度（平成24年度になると考えられます。）の翌年度から本事業の実施期限の日（平成32年度の末日）まで、助成事業に基づく二酸化炭素の排出量の削減効果等を把握し、毎年度、公社を通じ都に報告する必要があります。助成効果分析・検証報告書については、交付要綱の別紙第4号様式をご覧ください。同報告書は、毎年11月末までに、都に提出する地球温暖化対策計画書の写しと共に公社に提出し、この際、同報告書の算定の基礎となった「対象設備の運転実績及び使用エネルギー計測結果表」（様式は定めません。）を添付してください。
- (2) 都及び公社は、この報告を受けて助成効果の分析・検証を行いますので、助成事業者はこの業務に協力する義務もあります。
- (3) この効果の計測のための機器についても助成対象になっていますので、計測機器を有効に活用して効果の実測に努めてください。
- (4) 助成事業者は、当該助成事業の効果等を把握した結果、その効果が申請書類に記載された削減対策量に満たない場合は、一層の運用対策等の実施に努めなければなりません。
- (5) その他、本事業の効果等の分析・検証に必要な事項については、助成事業者に対し、別途、通知いたします。

2.10 調査等、指導・助言

- (1) 都及び公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した助成対象設備及びその他の設備機器について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、都及び公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。

- (3) 上記(2)の場合を含め、都及び公社は、助成事業の適切な執行のために、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行う場合があります。助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付の取消し及び助成金の返還請求を行う場合があります。

2.11 効果の公表

2.9の効果の分析結果については、都が公表する予定ですので、助成事業者は、都が行う事業者名、事業所名及び事業所における二酸化炭素排出量の削減効果の公表に協力し、公表する内容について承諾することが義務付けられます。

2.12 個人情報等の取扱い

本事業への応募に係る提出書類により公社が取得した助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」といいます。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただきます。

なお、これらの個人情報等については、上記の目的を除いては、以下の利用目的以外に利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

- ① 本事業における中小企業等の審査・採択、事業管理のため。
- ② 事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ③ 応募情報を統計的に集中・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- ④ 公社の行う各種施策・サービスに関する情報の提供のため。

別紙 1. (募集要項本文 P 14 参照)

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト
省エネルギー診断報告書サンプル

〇〇株式会社 △△工場 殿
省エネルギー診断報告書

報告年月日 2011年〇月△日

診断事業者 □□株式会社
省エネ診断事業部 担当 東京太郎

総括

1. 省エネルギー診断概要

診断先事業所

〇〇株式会社 △△工場

省エネルギー診断実施日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

事業所対応者

様
様
様

診断実施者

診断事業者名

担当者名

//

//

診断内容の概要

- 設備関係省エネ診断、ヒアリング、資料調査の概要
- 現地調査、測定の概要

2. エネルギー削減量など

- ◆ 想定される環境負荷削減量：二酸化炭素 t/年
- ◆ 想定される省エネルギー量：原油換算 kL/年
- ◆ 想定される地球温暖化対策計画書に対するCO₂削減比率
- ◆ 投資総額 千円
- ◆ 助成金（予測） 千円
- ◆ 想定される削減額：省エネ費（燃料、電気） 千円/年
- ★ 投資回収年数（差引予測助成金） 年（年）

3. 診断結果の総括コメント

◆

◆

◆

・事業所全体を俯瞰して、運用上の課題と改善策、設備の課題と投資改善策についてのポイントを簡略に記載する。

- ①工場、ビル等の事業所の特徴
- ②主なエネルギー使用箇所とエネルギー種類
- ③問題点と投資改善策のポイント
- ④診断で受けた印象・感想・期待等を記載する。

省エネルギー診断・調査結果の総括表(改善の提案と予測効果)

改善提案 No.	設備名	対策	エネルギーの種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
				省エネ量	原油換算	全体における省エネ率	CO ₂ 削減量	全体におけるCO ₂ 削減率	削減額	導入費	投資回収年	備考
				MWh/年 千m ³ /年	kL/年	% ②/A	t/年	% ④/B	千円/年	千円	年 ⑦/⑥	
【運用改善】												
1	受変電設備	変圧器二次側電圧の適正化										
2	空調設備	冷暖房設定温度の見直し										
3	換気設備	全熱交換機運転の見直し										
4	生産設備	工程の運用による短縮化										
		合計										
【設備改善】												
5	受変電設備	デマンド管理の導入										
6	照明設備	窓側デザイン照明の深夜消灯										
7	照明設備	高効率照明器具の導入										
8	空調設備	エアコン節電器の導入										
9	換気設備	換気ファンに省エネベルト導入										
10	生産設備	工程の省エネ改善										
		合計										
		総計	-	-							-	

※ 投資金額は概算値です。

※ 事業所の総エネルギー使用量(1次エネルギー-原油換算)

※事業所の総CO₂排出量

$$A \times 38.76 \text{GJ/kL} = \begin{matrix} A & \text{kL} \\ B & \text{t-CO}_2 \\ & \text{GJ} \end{matrix}$$

※将来の改善予定は()書で記入し、合計に含めない。

※各改善提案の詳細は、P (本別紙1ではP52)以降をご覧ください。

事業所の概要

1. 事業所概要

(1) 主要事業内容・生產品目

(2) 所在地

東京都

(3) 建物規模

延床面積

m²

階数

地上 階、地下 階

竣工年

年 月

(4) 事業所データ

事業所の用途 例：紙パルプ製造業（高級途工紙製造及び上質紙製造）

生産量

円、tなど

利用者数・従業員数等

人

(5) エネルギー管理状況

① エネルギー使用量等

総エネルギー使用量

MJ

（原油換算値）

（

kL）

総CO₂排出量

t-CO₂

エネルギー消費原単位

MJ/生産量 t・年

MJ/m²・年

② 省エネルギー推進体制の状況

問題点を簡潔に整理する。

③ 過去の省エネルギー対策・推進実績

※詳細は、[ページをご覧ください。](#)

④ 今後実施予定の省エネルギー対策概要

⑤ エネルギー使用状態の管理状況

2. エネルギー使用状況

(1) 操業形態・稼働時間

- ① 年間稼働日数 日
- ② 操業時間 時間／年
- ③ 操業形態 平日勤務（9：00～18：00）

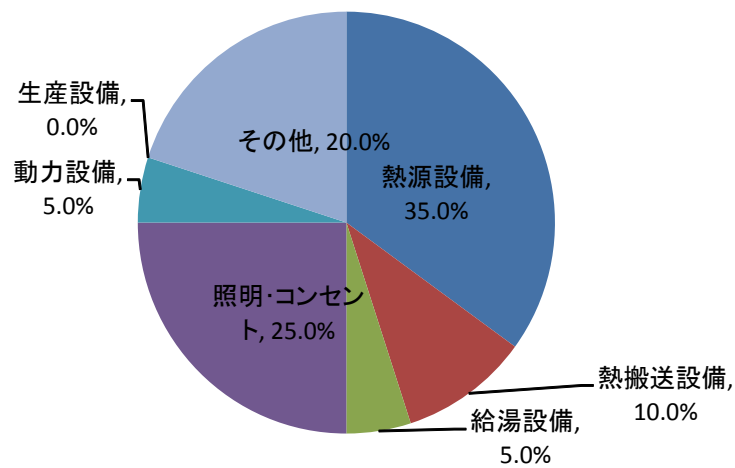
(2) エネルギー使用比率

各設備の個別実測データが確認できない場合、聞き取り調査等から推定した値とします。正確な値としたい場合は、実測を行って修正してください。

1) エネルギーの使用先別比率（想定値）

主要設備のエネルギー消費量の表より作成する。報告書内各種表、グラフ間の整合性に十分注意する。

エネルギー使用先	比率
熱源設備	35.0%
熱搬送設備	10.0%
給湯設備	5.0%
照明・コンセント	25.0%
動力設備	5.0%
生産設備	0.0%
その他	20.0%
合計	100.0%

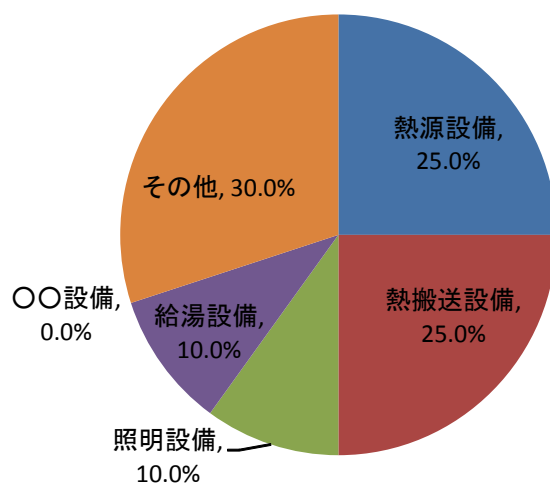


表・グラフは、画像として貼付けしないこと。

温室効果ガス排出量・原油換算エネルギー量の「原油換算消費量のエネルギー別比率」との整合性を確認してください。各改善提案に記載されている「改善前の消費量」との整合性も必要です。

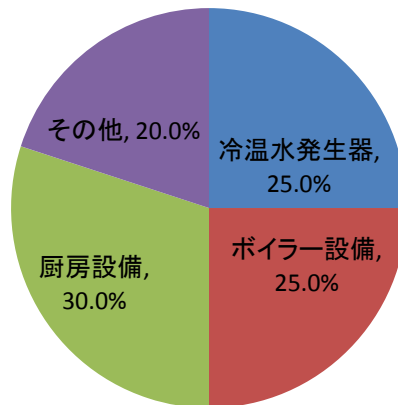
2) 電力使用比率

使用設備名	比率
熱源設備	25.0%
熱搬送設備	25.0%
照明設備	10.0%
給湯設備	10.0%
〇〇設備	
その他	30.0%
合計	100.0%



3) 都市ガス使用比率

使用設備名	比率
冷温水発生器	25.0%
ボイラー設備	25.0%
厨房設備	30.0%
その他	20.0%
合計	100.0%



4) その他エネルギー比率

使用設備名	比率
〇〇設備	100.0%
合計	100.0%

3. 各種エネルギー使用量とその費用等

(1) 電力契約

高圧の場合、業務用電力又は高圧電力

契約種別			
契約条件等	契約電力	0,000	kW
	受電電圧	0,000	kV
選択約款（調整契約）			

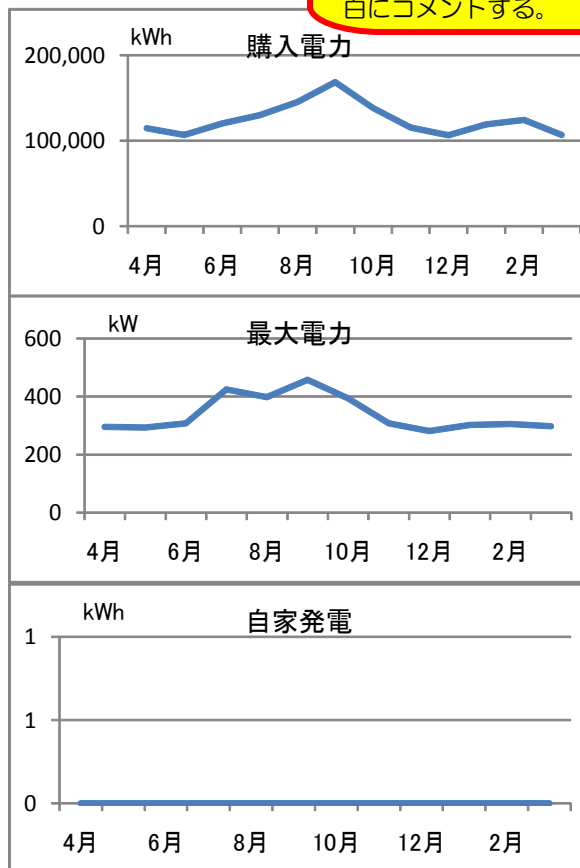
確認して必ず記入。ない場合は、なし又は一を記入。

(2) 一年間の各種エネルギー使用量とその費用等

1) 月別エネルギー使用量（電力、燃料）

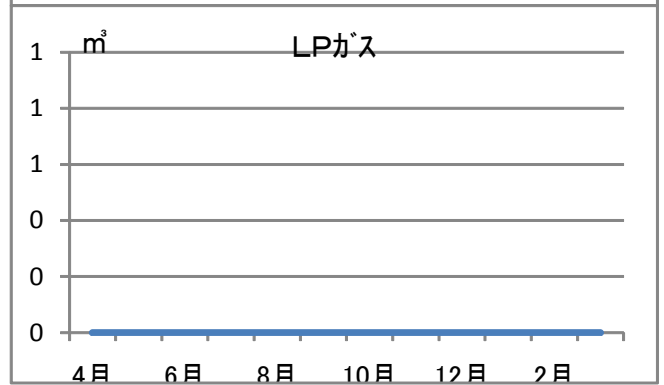
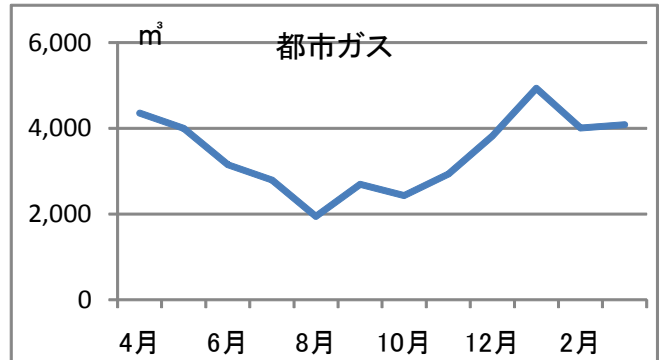
グラフから特徴的なことが読み取れる場合は推定原因と対策案を余白にコメントする。

電力		電力		
		最大電力 (kW)	購入電力 (kWh)	自家発電 (kWh)
21年	4月	295	114,696	
	5月	293	106,608	
	6月	307	120,384	
	7月	425	129,912	
	8月	398	145,320	
	9月	458	168,672	
	10月	394	138,144	
	11月	307	115,488	
	12月	281	106,368	
	22年	1月	302	119,232
2月		305	124,272	
3月		298	106,728	
合計		—	1,495,824	
年間エネルギー費		—	24,194	
		—	千円/年	千円/年
エネルギー単価		—	16.2	
		—	円/kWh	円/kWh

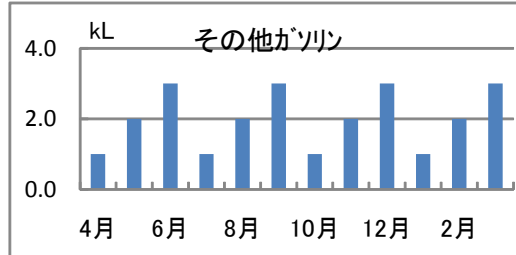
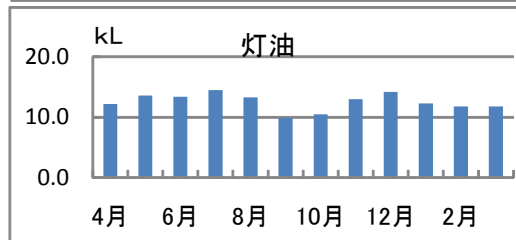
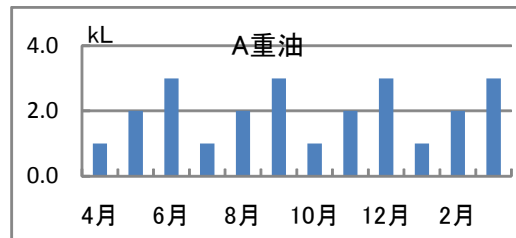


燃料		燃料	
		都市ガス	LPガス
		(m ³)	(m ³)
21年	4月	4,353	
	5月	4,001	
	6月	3,146	
	7月	2,790	
	8月	1,948	
	9月	2,697	
	10月	2,433	
	11月	2,929	
	12月	3,819	
22年	1月	4,934	
	2月	4,005	
	3月	4,085	
合計		41,140.0	
年間エネルギー費		4,549	
		千円/年	千円/年
エネルギー単価		110.6	
		円/m ³	円/m ³

※ LPG : 1m³ = 2.07 kg

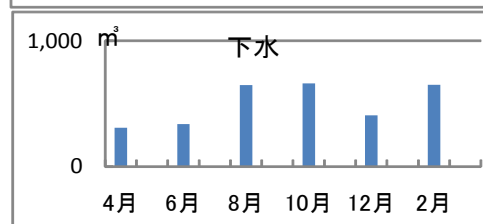
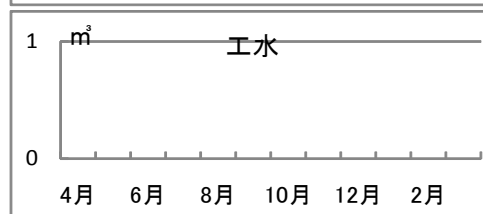
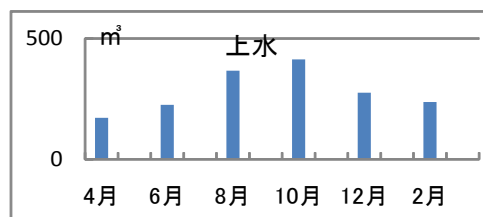


燃料		燃料		
		A重油	灯油	その他ガソリン
		(kL)	(kL)	(kL)
21年	4月	1.0	12.2	1.0
	5月	2.0	13.6	2.0
	6月	3.0	13.4	3.0
	7月	1.0	14.5	1.0
	8月	2.0	13.3	2.0
	9月	3.0	9.9	3.0
	10月	1.0	10.5	1.0
	11月	2.0	13.0	2.0
	12月	3.0	14.2	3.0
22年	1月	1.0	12.3	1.0
	2月	2.0	11.8	2.0
	3月	3.0	11.8	3.0
合計		24.0	150.5	24.0
年間エネルギー費		500	11,023	
		千円/年	千円/年	千円/年
エネルギー単価		20.8	73.2	
		円/L	円/L	円/L

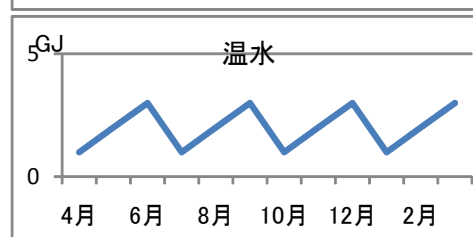
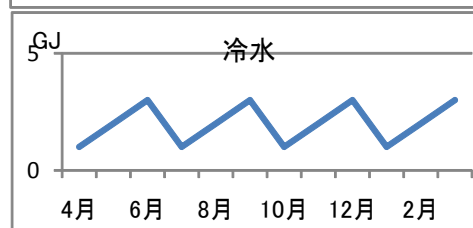
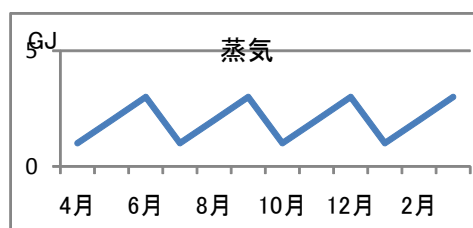


2) 月別エネルギー使用量 (水、その他)

水		水		
		上水	工水	下水
		(m ³)	(m ³)	(m ³)
21年	4月	171		308
	5月			
	6月	225		337
	7月			
	8月	367		647
	9月			
	10月	413		661
	11月			
	12月	276		408
	22年	1月		
2月		237		649
3月				
合計		1,689.0		3,010.0
水道代等		500		426
		千円/年	千円/年	千円/年
単価		296.0		141.5
		円/m ³	円/m ³	円/m ³

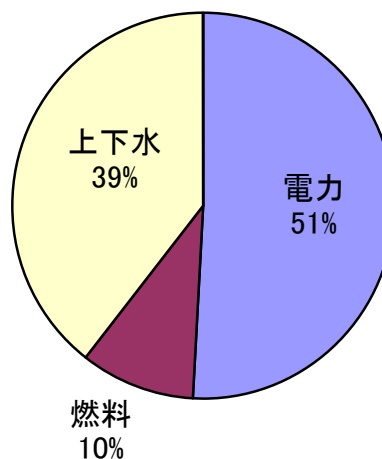


		その他		
		蒸気	冷水	温水
		(GJ)	(GJ)	(GJ)
21年	4月	1	1	1
	5月	2	2	2
	6月	3	3	3
	7月	1	1	1
	8月	2	2	2
	9月	3	3	3
	10月	1	1	1
	11月	2	2	2
	12月	3	3	3
	22年	1月	1	1
2月		2	2	2
3月		3	3	3
合計		24.0	24.0	24.0
年間エネルギー費		千円/年	千円/年	千円/年
エネルギー単価		0.0	0.0	0.0
		千円/GJ	千円/GJ	千円/GJ



3) 年間エネルギー費用割合

		年間費用 (千円)	
電力	購入電力	24,194	24,194
	自家発電		
燃料	都市ガス	4,549	4,549
	LPガス		
	A重油		
	灯油		
	その他ガソリン		
上下水	上水	10,508	18,729
	工水		
	下水	8,221	
その他			
合計		47,472	



4) 温室効果ガス排出量・原油換算エネルギー消費量

	電力		燃料				水			合計
	購入電力	自家発電	A重油	灯油	都市ガス	その他ガソリン	上水	工水	下水	
	(MWh)	(MWh)	(kL)	(kL)	(千m ³)	(kL)	(千m ³)	(千m ³)	(千m ³)	
消費量合計										—
CO2原単位 (t-CO2/単位)										—
CO2排出量 (t-CO2/年)										
原油換算係数 (kL/単位)										—
原油換算消費量 (kL/年)										
原油換算比										

当該年度から3年分を記入。当該年度は必ず転記する。

5) 過去3年間のエネルギー使用量

	電力		燃料				水		
	購入電力	自家発電	A重油	灯油	都市ガス	その他 ガソリン	上水	工水	下水
	(MWh)	(MWh)	(kL)	(kL)	(千m ³)	(kL)	(千m ³)	(千m ³)	(千m ³)
20年度合計									
21年度合計									
22年度合計									

6) 主要設備の概要と消費エネルギーの推定値

仕様等が不明確な機器については、推定値で記載しています。

主要設備のエネルギー消費量

① 電力

設備名	概略仕様	容量 (kW)	台数	① 合計容量 (kW)	② 年間運 転時間 (h/年)	③ 負荷 率 (%)	④=①×②×③ 年間エネルギー 消費量 (kWh)	備考
		20	5	100	8,760	100%	876,000	
計				100			876,000	

② 燃料等

設備名	概略仕様	容量 (m ³ /h, kL等)	台数	① 合計容量	② 年間運 転時間 (h/年)	③ 負荷 率 (%)	④=①×②×③ 年間エネルギー 消費量 (Nm ³ ,kL等)	備考
						100%		
						50%		
計								

■過去の省エネルギー対策・推進実績（概要）

実施済み対策名

対策ごとに記載願います。

[実施経緯]

[実施後の事業所の感想]

[診断事業者からのコメント]

写真名

写真

■改善提案内容の説明

1. 一般管理事項に関する留意点等

一般管理事項の現況を踏まえて改善提案を記載する。“現在〇〇されているのは省エネに効果的ですが、〇〇すれば更に効果が上がります”

(1) エネルギー管理体制

(2) 計測・記録の実施状況

(3) 機器の保守管理

(4) エネルギー使用量管理

(5) 事業所特有の課題

○

○

○

・ 建物の形状、用途構成の特徴、生産工程、生産設備などについて、エネルギーの無駄があれば解決策を提案する。

・ 建物の使われ方、作業の仕方などの特徴と、それによるエネルギーの無駄があれば解決策を提案する。

・ 事業所特有の課題について具体的な解決策が見つからない場合でも、その課題を認識してもらい、今後の検討事項として促すこと。

報告書で使用した係数

原油換算係数

電力：0.252kL/MWh ^{※1}	都市ガス：1.16 kL/千 m ³ ^{※2}
LPG：1.3kL/t	A 重油：1.01 kL/kL
灯油：0.947 kL/kL	
上水：0.073 kL/千 m ³	下水：0.196 kL/千 m ³
工水：0.073 kL/千 m ³	

温室効果ガス排出係数

電力：0.382 t/MWh	都市ガス：2.28 t/千 m ³
LPG：3.04t/t	A 重油：2.71 t/kL
灯油：2.49 t/kL	
上水：0.200t/千 m ³	下水：0.450 t/千 m ³
工水：0.200t/千 m ³	

※1) $0.252\text{kL/MWh} = 9.76\text{GJ/MWh}$ (国で定めたその他電気の発熱量) $\times 0.0258\text{kL/GJ}$

※2) $1.16\text{kL/千 m}^3 = 45\text{GJ/千 m}^3$ (東京ガス) $\times 0.0258\text{kL/GJ}$

貴事業所のエネルギー単価

平均電力単価：〇〇円/kWh

平均ガス単価：〇〇円/m³

平均〇〇単価：〇〇円/〇〇

■改善提案—No._____

削減対策名

[現状と課題]

[削減対策の概要]

[削減対策実施上の留意点]

[対策内容No. _____ の説明]

対策分類	大区分		
	中区分		
	細区分		
<p>[試算条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な効率等のデータを使用する場合は、それが公表されている資料等を添付すること。 また、特殊なデータを使用する場合は、データの信頼性を裏付ける資料を添付すること。 			
<p>[削減対策の効果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇削減量： <ul style="list-style-type: none"> 現状消費エネルギー 対策後消費エネルギー 削減量 エネルギーの使用量の計算は、基本式を明示し、そこで使用されている記号の説明を付すこと。 エネルギー種別ごとに削減量を算出 原油換算量： CO₂削減量： 削減額： 投資金額： 回収年数： 			

[補足説明]

1) 工事後の改善効果計測の方式及び設置計測機器について

※ 写真及びグラフを添付すること。

別紙 2. よくある質問等 (Q&A)

(1)助成対象事業者について

Q1 中小企業者の定義の「常時使用する従業員」には、パート労働者、出向者も含まれますか？

A1 本募集要項の【参考】(P11)にあるとおり、中小企業者に該当するかどうかについては中小企業基本法の定義に基づいて取り扱いますので、労働基準法第20条の「解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。

パート労働者、出向者であっても、正社員に準じた労働形態であり、労働基準法により「解雇の予告を必要とする者」に該当すれば、従業員に当たることになります。

Q2 特定中小規模事業者が株式市場に上場している場合は、助成事業の対象となりますか？

A2 助成対象となります(株式市場への上場による制限等はありません)。

Q3 外資系企業は助成対象ですか？

A3 助成対象になります。「1.7 助成対象事業者」(P9以下)に示す、助成金の交付対象となる事業者であることが必要です。提出書類に、英文その他外国語表記の書類がある場合は、日本語訳を付けてください。

(2)助成対象事業所について

Q1 登記上の本社は都外にありますが、事業所が都内にある場合、助成事業の対象になりますか？

A1 対象になります。特定地球温暖化対策事業所は事業所ごとに指定されていますので、省エネルギー対策を行う事業所が都内であれば助成対象になります。

(3)助成対象設備について

Q1 LEDの導入は助成対象となりますか？

A1 省エネルギー診断(P12以下)により設備改善策として提案されていれば、助成対象となります。

Q2 省エネルギー診断に基づく設備対策が助成対象となっていますが、省エネルギー診断報告書で提案された対策内容とすべて一致した内容でなければなりませんか？

A2 提案されたすべての対策を実施する必要はありませんが、省エネルギー診断に基づく省エネルギー対策を助成事業実施計画にする必要があります。助成事業実施計画書を作成する際には、省エネルギー診断報告書による提案のうちどの部分を実施するのか明記して、省エネルギー診断報告書の内容との関係が明らかになるように記載してください。

Q3 設備更新によりエネルギー源が電気に変わるような設備導入を行った場合、電気の使用量が増えることとなりますが、そのような改善対策で助成金交付の申請を行った場合、審査において不利になりますか？

A3 東日本大震災の影響に伴う電力不足により、都では、都庁自身の省エネルギー・節電の取組を徹底するとともに、都民・企業の皆様に対して、徹底した節電への協力をお願いしているところです。

このため、今回の募集については、事業所全体の二酸化炭素削減量だけでなく、電力に限定した削減量自体も審査の対象となります（P26）。

(4)交付条件について

Q1 財団法人省エネルギーセンターが行っている省エネルギー診断は、本事業における省エネルギー診断となりますか？

A1 本事業における省エネルギー診断は、東京都地球温暖化対策ビジネス事業者として登録を受けた者が行う省エネルギー診断のみとなります。（P12）

(5)申請について

Q1 申請書類の様式は郵送してもらえますか？

A1 東京都地球温暖化防止活動推進センターのホームページから無料でダウンロードできますので、こちらをご利用ください。

ホームページアドレス

(URL <http://www.tokyo-co2down.jp/cl-jigyuu/j9/j9-03.php>)

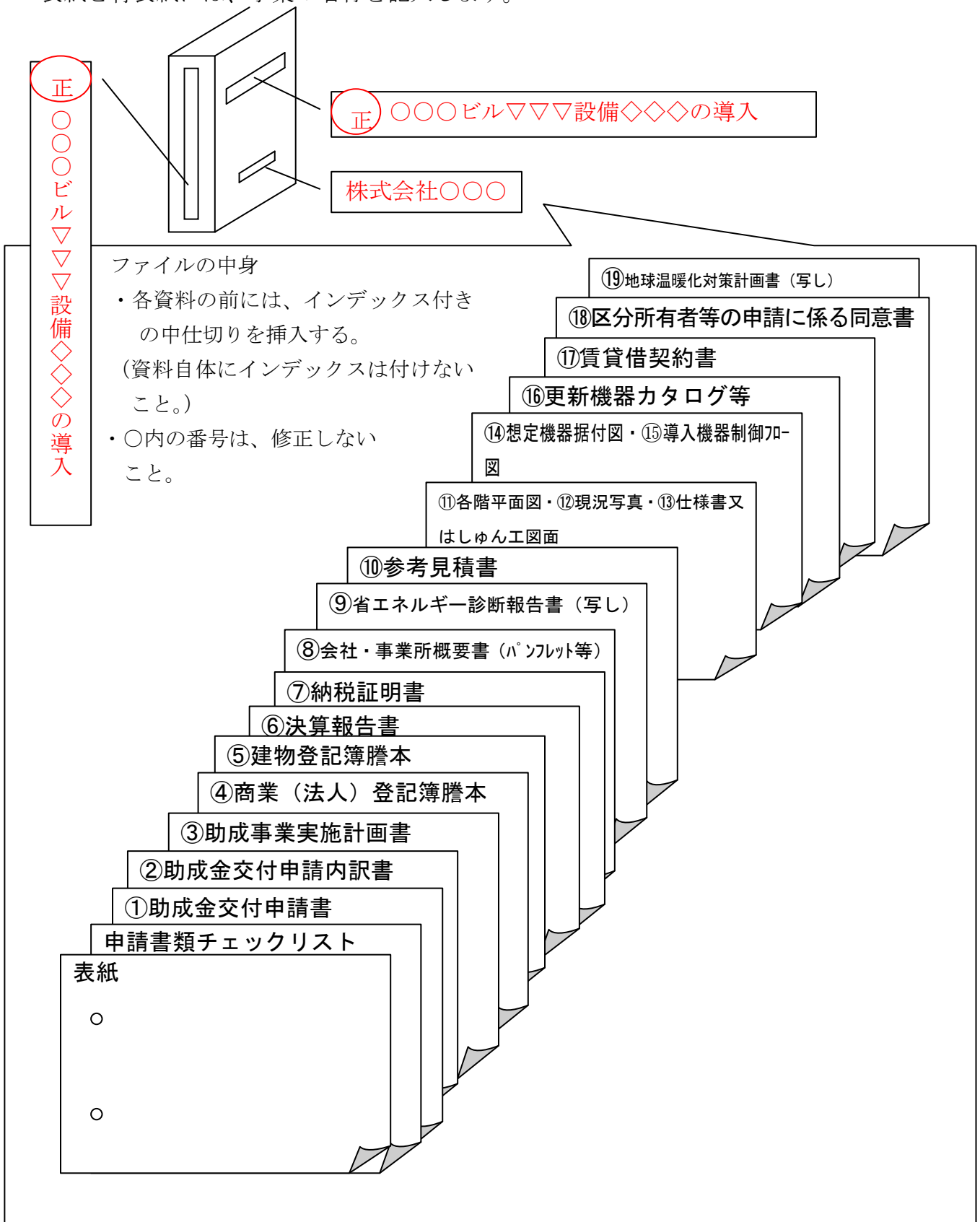
Q2 助成金の交付決定は、先着順ですか？

A2 交付の決定は先着順ではありません。募集期間内で応募のあった申請について審査を行い、交付決定いたします。

別紙 3. 申請書類作成要領

申請書類は、A4 ファイル綴じとします。

表紙と背表紙には、事業の名称を記入します。



東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト

助成金交付申請関係書類

助成対象事業の名称

〇〇〇ビル▽▽▽設備◇◇◇の導入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(助成対象事業者)

株式会社〇〇〇

申請書類チェックリスト

項目	チェック欄
事業名	〇〇〇ビル▽▽▽設備◇◇◇の導入

(1) 様式関係

No.	書類	部数		備考	確認欄
		正本	副本		
①	助成金交付申請書	正	写し	第1号様式	
②	助成金交付申請内訳書	正	※	第1号様式：別紙	
③	助成事業実施計画書	正	※	第16号様式：別紙1～5 助成金事業工程表を含む。	
④	商業（法人）登記簿謄本	正	写し	・発行後3箇月以内のものを提出。 ・個人事業者の場合は、業種等が確認できる書類。開業届（写し）、青色申告承認申請書（写し）など。 協業組合、企業組合等の場合は、定款及び組合員名簿を添付すること。	
⑤	建物登記簿謄本	正	写し	本事業による設備を設置する建物分。 ・表題部及び権利部の記載があるもの。 ・コピーは不可です。 ・発行後3箇月以内のものを提出。	
⑥	決算報告書	正	写し	・確定申告書（受領印付）の写し（直近3年分）を添付すること。（電子申告の場合は、メール詳細画面印刷にて添付すること。） ・経営状態、会社情報が確認できるもの。決算書、事業報告書など。 ・決算報告書(直近3年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)	
⑦	納税証明書	正	写し	直近3年 事業税、都税事務所発行のもの。	

⑧	会社・事業所概要書（パンフレット等）	正	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会の事業報告など会社概要が分かるもの。 ・会社、事業所の事業内容が分かるもの。（大部のものは、抜粋で可） 	
---	--------------------	---	----	---	--

(2) 別添資料

No.	書 類	部数		備 考	確認欄
		正本	副本		
⑨	省エネルギー診断報告書	写し	※	ビジネス事業者の省エネルギー診断報告書の写し。	
⑩	参考見積書	正	写し	所定の書式に合わせた見積書を工事等の業者に作成依頼してください。 また、業者の詳細見積書を添付すること。	
⑪	各階平面図 (面積一覧表を含む。)	写し	写し	しゅん工図面がある場合は、表紙、建物概要書（敷地面積・各階別床面積が記載されている）の写しを添付すること。 助成事業範囲が分かるものとし、範囲を着色し、色分けすること。 事業所範囲に事務所兼住居がある場合は、建築基準法第 6 条に基づく確認申請書（第五面を含む、受領印が押印されたもの）を添付すること（用途別床面積が確認できること）。	
⑫	現況写真	正	※	既設機器（設置位置、性能、メーカー名、型式、製造年月等）を確認できるもの。 テナントの場合は、自社分の計量器と、計量器が設置されている場所が分かるもの（検定済みのマークが分かる写真）。	
⑬	既存設備の仕様書 又はしゅん工図面 <ul style="list-style-type: none"> ・しゅん工図面表紙 ・機器リスト ・機器据付図 	写し	写し	既存設備の性能（例：電気空調機の場合、冷暖房能力と消費電力）等が分かるもの。対策前の内容が分かる（設置年月、機器設置）書類。 対策工事ごとに用意すること。	
⑭	想定機器据付図	写し	写し	どこに設置するかが分かる略図。	
⑮	導入機器制御フロー (想定) 図、系統 図	写し	写し	制御システムが記載され、省エネルギー対策の機能が判断できるもの。	
⑯	更新機器 (想定) カタログ等	正	写し	対策後の機器の性能等が分かるもの。 対象機器はメーカー等で区別すること。	

⑰	賃貸借契約書	写し	写し	助成金申請者が事業所の所有者でない場合のみ。	
⑱	区分所有者等の申請に係る同意書	正	写し	該当する場合は、所定の書式に合わせた同意書を関係者から徴取して、添付してください。	
⑲	地球温暖化対策計画書	写し	※	都に提出した、地球温暖化対策計画書の写しを提出してください。	

※印で示した助成金交付申請内訳書、助成事業実施計画書、省エネルギー診断報告書、現況写真及び地球温暖化対策計画書の副本用 1 部については、電子媒体（CD-R）で提出してください。

本チェックリストは、正本 1 部と副本 1 部にそれぞれ添付してください。この場合は、正本のチェックリストの記入例です。

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

(助成対象事業者)

住所 東京都●●区▲▲◆◆
 氏名 株式会社○○社印
 代表取締役

平成23年12月15日

申請日を記入してください。

別紙の助成金交付申請内訳書の数字と合わせてください。

助成金交付申請書

複数事業者のための申請の場合は、申請代表者を記載してください。

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱(平成23年7月19日付23都環公総地第421号)第9条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業の名称	○○○ビル▽▽▽設備◇◇◇の導入事業
事業所の名称	○○○ビル 住所表記(配達可能な住所)とする。
事業所の所在地	東京都●●区▲▲◆◆
助成金交付申請額	(1) 助成事業に要する経費 120,750,000 円 (2) 助成対象経費 93,000,000 円 (3) 助成金交付申請額 31,000,000 円
CO ₂ 削減見込量	t/年
連絡先	株式会社 ◇◇◇◇ ○○○○部×××課 ○○ ○○ (電話番号 ▲▲▲-▲▲▲▲-▲▲▲▲) (携帯電話 ○○○-○○○○-○○○○) (FAX番号 ○○○-○○○○-○○○○) (Emailアドレス○○○○○○○○○○○○)
※受付欄	東京都及び公社から確実に連絡が取れる、担当者の連絡先を記入してください。

第16号様式その3「計画概要」のCO₂削減見込量を転記してください。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

添付書類：①商業(法人)登記簿謄本(個人事業主の場合は、開業届の写し等、業種、設立年月日が証明される書類)、②決算報告書(直近3年分)、③納税証明書、④会社・事業所概要書(パンフレット等)

第1号様式：別紙

【記載例】

省エネ診断の結果による設備改善対策を記載してください。

型番・冷暖房能力等を記載してください。

設備区分	金額 (千円)					助成対象 経費 (千円)	助成率	交付 申請額 (千円)
	基礎	器具	機器	工事費	合計			
高効率パッケージ形空調機の導入	—	—	26,100	13,900	40,000	40,000		
型番：○○×◆◆◆ (室外機) 冷房能力 67.0/暖房 75.0kW	1,000	11	11,000	4,000	15,000			
型番：○○×◆◆▽ (室外機) 冷房能力 45.0/暖房 50.0kW	700	14	9,800	5,000	14,800			
型番：○×◆▽▽○ (室外機) 冷房能力 28.0/暖房 31.5kW	400	1	400	500	900			
型番：×××○○○ (室内機) 冷房能力 7.5/暖房 8.0kW	85	20	1,700	2,400	4,100			
型番：○×○○◆◆ (室内機) 冷房能力 5.8/暖房 6.5kW	80	15	1,200	2,000	3,200			
付属品	1	1	2,000		2,000			
高効率照明器具の導入	—	—	24,100	7,900	32,000			
型番：▼▼○○○▼ 直管形 63W×1 灯蛍光灯	8	1,150	9,200	3,000	12,200			
型番：○○○○▼▼ 直管形 32W×2 灯蛍光灯	5	640	3,200	2,000	5,200			
型番：○○▼▼○○ (非常灯) 直管形 32W×2 灯蛍光灯	20	60	1,200	1,000	2,200			
型番：◇■■×○◆ LED ダウンライト	15	700	10,500	1,900	12,400			
			—	—	72,000	72,000	—	
太陽光発電設備の導入	—	—	14,000	7,000	21,000	21,000		
型番：○◆-191W 191W/モジュール	80	140	11,200	7,000	18,200			
付属品	2,800	1	2,800		2,800			
	—	—	—	—	21,000	21,000	—	
			—	—	93,000	(2) 93,000	3 分 の 1	(3) 31,000
助成対象外設備	天井手直し	—	—	8,000	8,000			
	照明器具・室内機			8,000	8,000			
	既存設備撤去など	—	—	4,000	4,000			
	撤去工事			2,000	2,000			
	廃棄物処理費			2,000	2,000			
			—	—	12,000			
	工事合計			105,000				
	諸経費 (共通仮設費、一般管理費を含む)			10,000				
	総 計			115,000				
	消費税等相当額			5,750				
	推定総工事金額 (助成事業に要する経費)	(1)		120,750				

見積書の金額と整合がとれるようにしてください。

助成事業実施計画書

1. 事業の概要

(1)	事業の名称	〇〇〇ビル▽▽▽設備◇◇◇の導入事業	
(2)	事業所の名称	〇〇〇ビル	事業所の名称には、ビル名などを記載してください。会社名だけではビルが特定できません。
(3)	事業所の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都●●区▲▲ ◆—◆—◆	
(4)	概要	<p>1.高効率パッケージ形空調機の導入 (24HP 相当品 11 台、16HP 相当品 14 台、10HP 相当品 1 台)</p> <p>2.高効率照明器具の導入 (直管形 Hf 蛍光灯への更新、LED ダウンライト導入)</p> <p>3.太陽光発電設備の導入 (有効設置面積 200m² に高効率モジュールの導入)</p>	

対策項目は、省エネ診断報告書に記載された対策名と同じように記載してください。

更新・導入される主要な機器（能力・台数等）を記載してください。

省エネルギー診断担当ビジネス事業者

会社名	株式会社 ◇◇◇◇◇
事業者登録年月日	平成〇〇年■月××日
事業者登録番号	●×△-△△×●

2. 事業所の概要

ふりがな 事業所の名称	まるまるまるビル ○○○ビル	
事業所の所在地	〒○○○-○○○○ 東京都●●区▲▲ ◆-◆-◆	
建物の用途	○オフィス/○商業施設/●複合施設/○工場/○その他	
建築階数	地上 9 階、 地下 1 階	
建物の延床面積	9,000m ²	
建物竣工年月	1975 年 10 月	
事業所の改修履歴	平成 7 年 8 月 オフィス・共用部分のエアコン更新 平成 8 年 3 月 オフィス・共用部分の照明器具更新	
建物全体のエネルギー使用量	2010 年度	kL/年 (原油換算)
事業所のエネルギー使用量	2010 年度	kL/年 (原油換算)
事業所の CO ₂ 発生量	2010 年度	t/年
事業所のエネルギー費用	2010 年度	43,645 千円
建物の所有形態	●自己所有 (●区分所有○共有) ○他社所有	
事業所範囲 (延床面積)	m ²	
既存設備の所有者	●建物所有者	
事業範囲の面積区分	延床面積	
事務所	m ²	%
商業施設	m ²	%
宿泊施設	m ²	%
教育施設	m ²	%
医療施設		
文化施設		
物流施設		
工場その他		
共用部分		

分かる範囲内で記入してください。

地球温暖化対策計画書のエネルギー使用実績をもとに記載してください。

地球温暖化対策計画書の事業所の概要の建物の延べ面積 (2010 年度末) を記載してください。変更があった場合には、「変更」と記載した上、変更後の延床面積を記載してください。

2010 年度末から変更があった場合 (地球温暖化対策計画書記載の面積と異なる場合) のみ、同計画書の用途別床面積区分に従って面積区分を記載してください。
面積区分の根拠 (しゅん工図書などから面積比率を算出) を別添資料として添付してください。
床面積は、各用途の共用部分を含んだ面積とし、複合用途の場合は共用部面積を専用面積比で按分すること。

- ※ 事業所の名称には、必ず建物名を記載して、その後に事業所名を記載すること。
 - ※ 建物の延床面積には、共用部を含めた建物全体の延床面積を記載すること。
 - ※ 各階平面図 (写) には、助成事業範囲と地球温暖化対策計画書の事業所範囲は、対象範囲を色分けして明示すること。なお重なる部分は、助成事業範囲として、色分けすること。
 - ※ 下記④及び⑤は、設備の更新を計画した既存設備の現在位置、仕様性能、設置年月が確認できる書類とすること。
- 添付書類： ①建物登記簿謄本、②会社・事業所概要書 (パンフレット等)、③各階平面図 (写)、④現況写真、⑤既存設備の仕様書又はしゅん工図面 (写)、⑥賃貸借契約書 (写) (事業者がテナントの場合)、⑦地球温暖化対策計画書 (写)

共用部分については、共用部分につき工事を予定している場合のみ、共用部分面積を事業所の面積区分と別に計上して記載すること。

第 16 号様式 その 3

【記載例】

3. 実施計画

3.1 計画概要

(1) 計画の概要

事業費	助成事業に要する経費 ①	120,750 千円
	助成対象経費 ②	93,000 千円
	助成金交付申請額 ③	31,000 千円
助成対象設備（既設）による CO ₂ 発生量 ④		t-CO ₂ /年
CO ₂ 削減見込量 ⑤		t-CO ₂ /年
CO ₂ 削減見込率 ⑤/④×100		%
費用対効果	⑤/ (①÷1000)	t-CO ₂ /百万円・年
	⑤/ (②÷1000)	t-CO ₂ /百万円・年
	⑤/ (③÷1000)	t-CO ₂ /百万円・年
工事完了予定		2012 年 5 月
備考		

助成金交付申請内訳書の数値と合致させること。

平成 22 (2010) 年度の排出量実績値（又は推計値）を記載してください。

- ※ 助成事業に要する経費は、第 1 号様式の助成金交付申請書の数値を記載すること。
- ※ ビジネス事業者が作成した省エネルギー診断報告書に基づいて記載すること。
- ※ CO₂ 削減見込率は、小数点下 2 桁目を四捨五入して記載すること。
- ※ 費用対効果は、小数点下 4 桁目を四捨五入して記載すること。

第 16 号様式その 6 の詳細工程及び資金調達計画から記載してください。

(2) エネルギー使用実績（詳細は別紙 2 参照）

エネルギーの種類	単位	エネルギー使用実績		
		2008 年度	2009 年度	2010 年度
電力	MWh/年			
都市ガス	千 m ³ /年			
原油換算量	kL/年			
CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年			
エネルギー費用	千円/年			

※ 検証機関の検証のもととなった数値と相違がないようにすること。

原油換算量及び CO₂ 排出量の計算式
 原油換算量 = 電力量 (MWh/年) × 0.252kL/MWh + 都市ガス量 (千 m³/年) × 1.16kL/千 m³ + LPG 使用量 (t/年) × 1.31kL/t + A 重油量 (kL/年) × 1.01kL/kL + 灯油量 (kL/年) × 0.947kL/kL
 CO₂ 排出量 = 電力量 (MWh/年) × 0.382t/MWh + 都市ガス量 (千 m³/年) × 2.28t/千 m³ + LPG 使用量 (t/年) × 3.04t/t + A 重油 (kL/年) × 2.71t/kL + 灯油量 (kL/年) × 2.49t/kL

(3) 設備の概要（詳細は、別紙 3 参照）

(4) 機器更新リスト
(事業所名：〇〇〇ビル)

採用予定の機器の仕様・型番等を記載してください。

設備区分	能力・効率	既設設置年度	更新後の能力	更新後の動力	台数	
対象設備	高効率パッケージ形空調機の導入	—	—	—	—	
	型番：〇〇×◆◆◆ 冷房能力 67.0/暖房 75.0kW	COP=4.2 相当	1995	冷 69kW 暖 73kW	冷 16.4kW 暖 17.3kW	9
	型番：〇〇×◆◆◆	COP=4.2 相当	1990	冷 69kW 暖 73kW	冷 16.4kW 暖 17.3kW	2
	型番：〇〇×◆◆▽	COP=4.2 相当	1995	冷 45kW 暖 55kW	冷 10.5 kW 暖 12.8kW	10
	型番：〇〇×◆◆▽	COP=4.2 相当	1990	冷 45kW 暖 55kW	冷 10.5 kW 暖 12.8kW	2
	型番：〇×◆▽▼	COP=4.0 相当	1990	冷 28.0kW 暖 31.5kW	冷 7.0kW 暖 7.7kW	1
	高効率照明器具の導入	—	—	—	—	—
	型番：▼▼〇〇〇▼ 直管形蛍光灯（定格出力型）	Hf63W×1 灯式	1995	6,900lm	65W	1,000
	型番：▼▼〇〇〇▼ 直管形蛍光灯（定格出力型）	Hf63W×1 灯式	1990	6,900lm	65W	150
	型番：〇〇〇〇▼▼	Hf32W×2 灯式	1995	7,000lm	65W	600
	型番：〇〇〇〇▼▼	Hf32W×2 灯式	1990	7,000m	65W	40
	型番：〇〇▼▼〇▼ 直管形蛍光灯（非常灯用）	Hf32W×2 灯式	1995	7,000lm	69W	60
	型番：〇〇▼▼▼▼ LED 電球（電球色）	発光効率 =82lm/W	1990	370lm	5.0W	700
	太陽光発電設備の導入	—	—	—	—	—
	電池モジュール 型番：◆◆●◆◆◇		新設	191W/モジュール	26.7kW（発電）	140
		—	—	—	—	—

- ※ 第 1 号様式：別紙『助成金交付申請内訳書』の設備区分を記載すること。
 - ※ 能力、動力は、単位も記載すること。(例；kW、m³/h)
 - ※ 記載欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- 添付書類：①省エネルギー診断報告書（写）、②参考見積書、③参考カタログ、④想定機器据付図

3.2 更新（導入）効果等

(1) CO₂ 削減量の算出根拠（詳細は別紙 4 参照）

- ※ 実測値を基に効果を算出している場合は、その計量結果を添付すること。
- ※ 使用する数値の妥当性を確認し、説明を添付すること。

(2) 費用対効果

設備区分	エネルギーの種類	削減量	CO ₂ 削減見込量	助成対象経費	交付申請額	費用対効果	
			t-CO ₂ /年	千円	千円	t-CO ₂ /百万円・年	
		①	②	③	④	②/ (③÷1000)	②/ (④÷1000)
高効率パッケージ形空調機の導入	電気			40,000			
高効率照明器具の導入	電気			32,000			
対象設備	別紙 4 の各機器ごとの導入計画書で算出した年間エネルギー削減量と年間 CO ₂ 削減量により記載してください。						
	助成対象経費、交付申請額は、第 1 号様式：別紙に記載した数値と合致させてください。						
太陽光発電設備の導入	電気			21,000			

- ※ 第 1 号様式：別紙『助成金交付申請内訳書』の設備区分を記載すること。
- ※ 削減量には、電力 (MWh)・ガス (千 m³)・A 重油 (kL) 等の削減効果を、それぞれの単位で記載すること。
- ※ 第 1 号様式：別紙『助成金交付申請内訳書』の各設備区分に対する助成対象経費及び交付申請額を転記すること。

4. 詳細工程及び資金調達計画

交付決定日を 3 月上旬と想定すること。

※ 交付決定日を想定して以下の予定日等を計画すること。

4.1 助成金事業の事業開始日（工事契約予定日） 2012 年 3 月 15 日

4.2 助成金事業の完了予定日（工事完了予定日） 2012 年 5 月 28 日

第 16 号様式：別紙 5 と合わせてください。

4.3 助成金事業の契約日数 75 日間（土日祝日を含む）
（ 実工事日数 30 日間 ）

事業開始から助成金事業の完了予定日までの期間を記載すること。

4.4 助成金事業工程表（詳細は別紙 5）

実際に現場工事を行う日数（現場着手から施工完了まで、休日も作業を行う場合は日数を含む）を記載すること。

4.5 資金調達計画

調達先	調達金額	備考
自己資金	(-)	借入金を手当とする金融機関名を記載してください。
借入金	(-)	
合 計	120,750 千円	

※ 上記調達金額合計は、第 1 号様式の (1)助成事業に要する経費の金額と合致させること。

※ 自己資金と借入金は、内数としてカッコ内に記載すること。

【記載例】
開業日・設立日は、商業（法人）登記簿謄本又はパ
ンフレットの日付を西暦で記載すること。

助成対象事業者について

1. 助成対象事業者に関する情報

ふりがな 企業名 (屋号)	かぶしきがいしゃ まるまるまる 株式会社 ○○○	
ふりがな 代表者名	●●● ●●● 企業の場合は企業名を、個人事業者の場 合は屋号を記載してください。	
開業・設立日	1950年 ○○月 ◎◎日	
業種	業種分 類	事業内容：(該当するものに○をつけること) 1.○製造業・○建設業・○運輸業・●その 他(不動産業) 2.○卸売業 3.○サービス業 4.○小売 業
	大分類	不動産業
	中分類	不動産賃貸業・管理業
	小分類	不動産賃貸業
資本金(出資金)	50,000 千円	
株主数(出資者数)	4 人(法人も含む)	
発行済株式総数(出資総 額)	100,000 株(50,000 千円)	
役員数	全体	大企業からの出向者
	5 人	1 人
従業員数	90 人(役員は除く)	
企業の沿革	<p>※ 申請した企業の創業等の沿革、過去・現在の主な事業(工場につ いては、生産品目、生産量等)を記載すること。</p> <p>1950年○○月 : 創業 19○○年○●月 : ○○○ビル竣工 19▽◎年△▽月 : ●●○ 199●年○◆月 : ×▽○ 200◆年○×月 : △▽▽</p>	
代表者の略歴	<p>※ 申請した企業の代表者の略歴を記載すること。</p> <p>1950年○●月 : 創業と同時に専務に就任 19◆▽年○◆月 : (株)●●商事設立し、代表取締役社長に就任 200◎年◆○月 : (株)○○○の代表取締役社長に就任 200■年×○月 : (株)●●商事の代表取締役社長を退任</p>	
ホームページアドレス	http://WWW.○×△▽.CO.JP	

※ 業種は、売上が最も大きな業種を記載すること。

※ 企業及び代表者の刑事上の処分などがある場合は、沿革又は略歴に記載すること。

2. 助成対象事業者の現況等

(1) 株主（出資者）構成

① 株主構成

株主（出資者）名	資本金	主たる事業 （業種）	従業員数	所有株式数 （出資額）	出資 比率
1. ●● ○○	— 百万円	—	— 人	50,000 株 (25,000 千円)	50%
2. 日本●●(株)	1,200 百万円	卸売業	500 人	20,000 株 (10,000 千円)	20%
3. ●● ■△	— 百万円	—	— 人	20,000 株 (10,000 千円)	20%
4. (株)●●商事	10 百万円	卸売業	20 人	10,000 株 (5,000 千円)	10%
5.	百万円		人	株 (千円)	%
6.	百万円		人	株 (千円)	%
7.	百万円		人	株 (千円)	%
8.	百万円		人	株 (千円)	%
9.	百万円		人	株 (千円)	%
10.	百万円		人	株 (千円)	%

※ 個人が株主である場合は、以下の表にも記載すること。

※ 出資比率は、小数点 2 桁目を切り捨てた数値を記載すること。

※ 出資額が多い順に 10 位までの株主を記載すること。

② 個人株主情報

株主（出資者）名	企業名	資本金	従業員数	主たる事業 （業種）
1. ●● ○○	(株)●●商事	10 百万円	20 人	卸売業
2. ●● ■△	(株)●●商事	10 百万円	20 人	卸売業
3.		百万円	人	
4.	株主欄に記載した個人株主 は、必ず記載してください。	万円	人	
5.		万円	人	

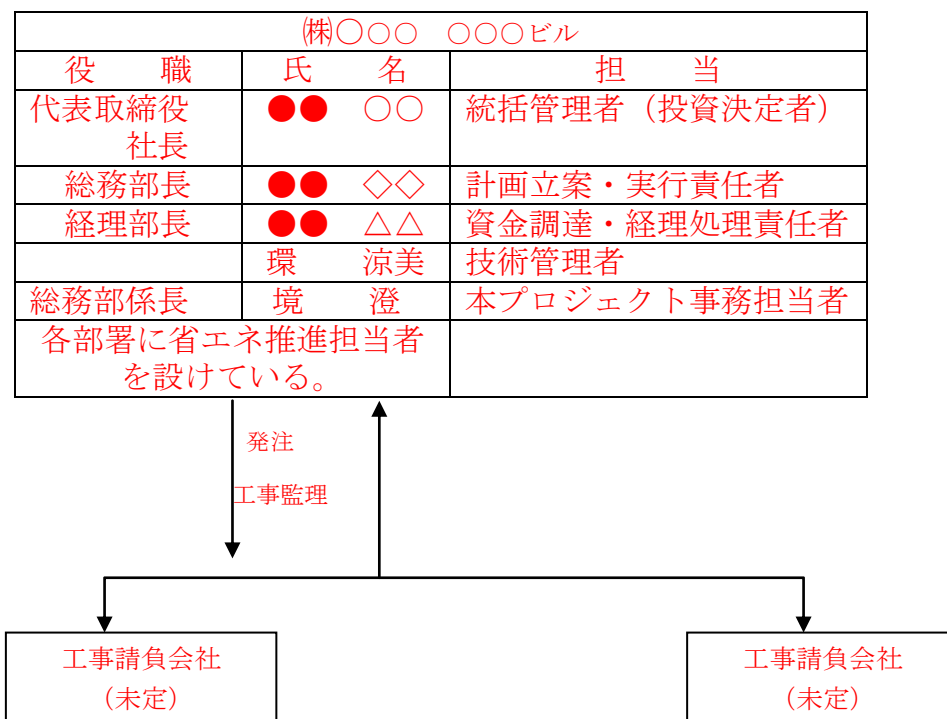
※ 上記出資比率上位 10 位までに名を連ねた個人株主が、他の会社役員に就任している場合、その企業名・資本金等を記載すること。

(2) 直近の決算期に製品・商品・サービス等別売上高（主たるもの）

主な製品・商品・サービス等の売上高	金額	割合	事業
オフィス・店舗賃貸	500,000 千円	100%	①
	千円	%	
	千円	%	
	千円	%	
	千円	%	

※ 事業については、①製造業・建設業・運輸業・その他、②卸売業、③サービス業、④小売業のいずれかの番号を記載すること。

(3) 助成対象事業者が計画する助成事業の実施体制



※ ESCO 事業者とコンサルタント契約等を締結している場合は、参考として記載してください。

(4) 助成対象事業者の今後の経営計画について

※ 本事業期間内に総量削減義務の履行又は本事業における省エネルギー対策に影響を与える計画や予定は必ず記載すること。

また、今後の経営計画、生産・販売の計画・展望、省エネルギー計画等についても記入すること。

例

- 本事業の実施に合わせ、〇〇設備の更新を行う。（なお、増エネとなるものではない。）
- 3年後に、申請事業所において、新たな生産設備を稼働させる計画がある。
- 来年度、申請事業所の1階から3階をオフィス用から飲食店を中心とした商業用の用途に変更を行う予定である。
- 来年度から、3年計画で、申請事業所における施設の拡張工事を予定している。
- 5年後を目安に、〇●〇●会社の経営統合を目指し、現在調整中である。

総量削減義務の履行又は省エネルギー対策に影響を与えることが想定される計画や予定を、できる範囲で正確に、必ず記入してください。なお、当該記載内容は、審査項目となります。

(5) 区分所有者の情報 事業範囲の区分所有者全員分（ただし、住居用を除く）

区分所有者の会社名(個人名)	業種	資本金(千円)	従業員数(人)	大企業の関与	専用面積割合(%)
(特定中小規模事業者) ●● ○○	不動産	10,000	90	有・無	40
(大規模等事業者) ×× ○●	物販業	60,000	120	有・無	30
(大規模等事業者) ×× ○●	医療施設	10,000	20	有・無	30
				有・無	
(申請代表者)				有・無	
				有・無	
<p>ア 区分所有の共用部分に助成対象設備工事がある場合には、区分所有者のうちに大規模等事業者（特定中小規模事業者に該当しない事業者）がいるかどうかによって助成経費の範囲が異なります。該当する場合には、本表を参考に、特定中小規模事業者に当たるかどうか明記の上、区分所有者の全員につき記載すること。</p> <p>添付書類は、全員分が必要です。（区分所有者のうちに大規模等事業者がない場合でも、区分所有者の全員につき記載すること。）</p> <p>共用部分に要する経費について、各区分所有者による負担を明示した協定書を添付すること。</p> <p>イ 専用部分のみの工事でも、複数の区分所有者が申請者となる場合は、申請者となる区分所有者につき記載すること。1行目に申請代表者を記載し、申請者全員の代表者への承諾書を添付すること。</p>					

- ※ 申請者が区分所有者で、ア 区分所有に係る事業所の共用部分で省エネルギー対策のための工事を実施する場合又はイ 専用部分のみの工事ではあるが、複数の区分所有者が申請者となる場合のみ記載すること。
 - ※ アの場合は、すべての区分所有者につき特定中小規模事業者に該当するかどうかを記載すること。また、共用部分に要する経費について各区分所有者による負担を明示した協定書を添付すること。
 - ※ イの場合は、申請者となる区分所有者につき記載すること。また、区分所有者の一行目には、申請代表者を記載し、申請者全員の代表者への承諾書を添付すること。この場合には、申請者の全員について、助成対象事業者として第 16 号様式：別紙 1 その 1 及び 2 を記載した上、決算報告書・確定申告書（直近 3 年分）及び納税証明書を含む添付書類とともに提出すること。
 - ※ なお、本様式とは別に、申請者が申請することについて、他の事業者からの「区分所有者等の申請に係る同意書」（交付要綱第 17 号様式）を提出すること。
- 添付書類：①商業（法人）登記簿謄本（個人事業主の場合は、開業届の写し等、業種、設立年月日が証明される書類）、②建物登記簿謄本、③会社・事業所概要書（パンフレット等）

(6) 共有者の情報 事業範囲の共有者全員分

共有者の会社名（個人名）	業種	資本金（千円）	従業員数（人）	大企業の関与	割合（%）
（特定中小規模事業者） ●● ○○	不動産	10,000	90	有・無	50
（特定中小規模事業者） ×× ○●	飲食	20,000	50	有・無	20
（大規模等事業者） △△ ×●	物販	50,000	230	有・無	30
				有・無	
（申請代表者）				有・無	
				有・無	
				有・無	
<p>事業所建物が共有の場合には、共有者のうちに大規模等事業者（特定中小規模事業者に該当しない事業者）がいるかどうかによって助成経費の範囲が異なります。該当する場合には、本表を参考に、特定中小規模事業者に当たるかどうかを明記の上、共有者の全員につき記載すること。</p> <p>添付書類は、全員分が必要です。（共有者のうちに大規模等事業者がない場合でも、共有者の全員につき記載すること。）</p> <p>複数の共有者が申請者となる場合は、1行目に申請代表者を記載し、申請者全員の代表者への承諾書を添付すること。</p> <p>経費の負担についてあらかじめ公社に協議の上、公社の指示する書類を提出してください。</p>					

- ※ 申請者が事業所の共有者である場合のみ、他のすべての共有者について記載すること。
- ※ 複数の共有者が申請者となる場合は、共有者の一行目には申請代表者を記載し、申請者全員の代表者への承諾書を添付すること。この場合には、申請者の全員について、助成対象事業者として第 16 号様式：別紙 1 その 1 及び 2 を記載した上、決算報告書・確定申告書（直近 3 年分）及び納税証明書を含む添付書類とともに提出すること。
- ※ すべての共有者につき特定中小規模事業者に該当するかどうかを記載すること。また、助成対象事業に要する経費の分担方法につき公社に説明した上、公社が指示する書類を提出すること。
- ※ なお、本様式とは別に、申請者が申請することについて、他の事業者からの「区分所有者等の申請に係る同意書」（交付要綱第 17 号様式）を提出すること。

添付書類：①商業（法人）登記簿謄本（個人事業主の場合は、開業届の写し等、業種、設立年月日が証明される書類）、②建物登記簿謄本、③会社・事業所概要書（パンフレット等）

エネルギー使用実績

(事業所名：〇〇〇ビル)

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	原油換算量 kL/年
2010 年度	電力	kWh														
	都市ガス	m ³														
	原油換算量	kL	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	エネルギー費用	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2009 年度	電力	kWh														
	都市ガス	m ³														
	原油換算量	kL	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	エネルギー費用	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2008 年度	電力	kWh														
	都市ガス	m ³														
	原油換算量	kL	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	エネルギー費用	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 使用しているエネルギーの種類が上記の欄に記載されていない場合は、随時空欄にエネルギー名、単位及び数値を記載すること。

※ 原油換算量は、エネルギーごとには小数点以下 2 桁目を四捨五入して、合計欄には各エネルギーの原油換算量の小数点以下 1 桁目を四捨五入して記入すること。

設備の概要

(事業所名：○○○ビル)

設備区分項目：高効率パッケージ形空調機の導入

※ 助成対象設備について、対策（設備区分）ごとに、すべて記載すること。なお、本紙に書き切れない場合は、別添書類を添付すること。

1. 更新前

電気式 HP 空調機が、1フロアに5台程度あり、老朽化も進んでいる。フィンの腐食も著しい。

事務所・共用部分既存空調設備の性能概要

	冷房/暖房能力	消費動力	メーカー名	台数	型番	製造年月
室外機	69.0kW/75.0kW	27.6kW/25.0kW	●×△	9	●◎●×□	1994年12月
同上	69.0kW/72.0kW	31.0kW/29.0kW	■▲○	2	●◆×◎▽	1990年9月
同上	45.0kW/50.0kW	19.0kW/17.5kW	●×△	12	●◆×■×	1995年1月
同上	45.0kW/52.0kW	22.0kW/18.0kW	◇■●	2	●◆×◆●	1990年11月
同上	28.0kW/31.5kW	11.2kW/12.0kW	■▲○	1	●◆×■×	1990年1月
合計	1,417kW/1,554.5kW	593.6kW/541.0kW		26		

判明している能力・消費動力を記載し、不明な場合は、合計値に推定値を記入ください。
 なお、推定値を記入した場合は、その根拠を記載した書類を添付してください。

想定機器のメーカー名及びカタログの型番を記載する。
 また、添付する機器カタログの該当機器をメーカーで囲むこと。

2. 更新後

東北側と南西側に空調領域に区分して、負荷平準化を行う。
 また、屋外機から室内機までの冷媒配管は、既存設備を使用する。
 インバータ装置内臓による、低負荷時の効率を向上させる。

	冷房/暖房能力	冷/暖消費動力	メーカー名	台数	型番	備考
室外機	69.0kW/75.0kW	16.4 kW/17.3kW	●×△	11	○×◆◆◆	COP=4.21
同上	45.0kW/50.0kW	10.5 kW/12.8kW	■▲○	14	○×◆◆▽	COP=4.29
同上	28.0kW/31.5kW	7.0kW/7.8kW	■▲○	1	○×◆▽▽○	COP=4.02
室内機	7.5kW/8.0kW	0.2kW/0.2kW	●×△	20	×××○○○	天カセ4方向
	5.8kW/6.5kW	0.2kW/0.2kW	■▲○	15	○×○○◆◆	天吊り1方向
合計	1,417kW/1,556.5kW	334.4 kW/377.3kW		26		

省エネルギー診断に基づき、更新後の効果の計測の方法、計画についても記載してください。

設備の概要

(事業所名：○○○ビル)

設備区分項目：高効率照明器具の導入

※ 助成対象設備について、対策（設備区分）ごとに、すべて記載すること。なお、本紙に書き切れない場合は、別添書類を添付すること。

1. 更新前

従来形 FLR 蛍光灯（40W×2 灯式）を平成 7 年に大半を更新したが、老朽化が進んでいる。

設置場所	設置概要	台数	備考
事務所（2～9 階）	40W×2 灯式	1,250	
同 上	40W×2 灯式（非常灯）	60	
電算機室（6・7 階）	40W×2 灯式	190	
エントランス・廊下	40W×2 灯式	50	
給湯室・トイレ	40W×1 灯式	200	
倉庫・設備室	40W×2 灯式（非常灯）	100	
FLR 蛍光灯合計		1,850	
物販店舗		600	100W 形白熱電球使用
飲食店舗		100	同上
白熱灯合計		700	

想定機器のメーカー名及びカタログの型番を記載する。
また、添付する機器カタログの該当機器をメーカーで囲むこと。

2. 更新後

Hf 蛍光灯（32W×2 灯式（65W）、型番▼▼○○○▼、○○○○▼▼、○○▼▼○▼）のインバータ式安定器と取り替える。
白熱灯 700 台（100W 形）を LED 電球（69lm/W 級（9.4W）、型番○○▼▼▼▼）に電球交換する。

設置場所	設備概要	台数	メーカー名	型番	備考
事務所（2～9 階）	63W×1 灯式	1,000	○×△	▼▼○○○▼	定格出力型
同 上	32W×2 灯式	250	○×△	○○○○▼▼	定格出力型
同 上	32W×2 灯式（定格出力型）	60	○×△	○○▼▼○▼	非常灯
電算機室（6・7 階）	63W×1 灯式	150	○×△	▼▼○○○▼	定格出力型
同 上	32W×2 灯式	40	○×△	○○○○▼▼	定格出力型
エントランス・廊下	32W×2 灯式	50	○×△	○○○○▼▼	定格出力型
給湯室・トイレ	32W×2 灯式	200	○×△	○○○○▼▼	定格出力型
倉庫・機械室	32W×2 灯式	100	○×△	○○○○▼▼	定格出力型
Hf 蛍光灯合計		1,850			
物販店舗（1 階）	LED ダウンライト 4.5W	600	■○○	○○▼▼▼▼	82lm/W
飲食店舗（B1 階）	同 上	100	■○○	○○▼▼▼▼	82lm/W
白熱灯合計		700			

省エネルギー診断に基づき、更新後の効果の計測の方法、計画についても記載してください。

設備の概要

(事業所名：○○○ビル)

設備区分項目：太陽光発電設備の導入

※ 助成対象設備について、対策（設備区分）ごとに、すべて記載すること。なお、本紙に書き切れない場合は、別添書類を添付すること。

1. 更新前

既存設備はありません。

2. 更新後

屋上（有効設置面積 200m²）に太陽光発電設備を設置することで有効利用し、かつ赤外線パネルで反射することにより、最上階の天井の熱負荷を軽減します。

設置場所	設備概要	発電力	メーカー名	台数	型番	備考
ビル屋上	太陽電池モジュール	26.7kW	■○○	140	○◆-191W	191W/モジュール
合計		26.7kW				

省エネルギー診断に基づき、更新後の効果の計測の方法、計画についても記載してください。

省エネルギー診断による各設備ごとの数値を記載すること。

【記載例】

CO₂削減量の算出根拠

設備区分	台数	消費エネルギー		年間エネルギー削減量	年間削減量 t-CO ₂ /年	
		既設	更新			
対象設備	高効率パッケージ形空調機の導入	26	—	—	316.8MWh	121.0 ←
	型番：○○×◆◆◆ 冷房能力 69.0/暖 75.0kW	11	(26.3) 43.3	(16.8kW) 27.7MWh	172.0MWh	65.7
	型番：○○×◆◆▽ 冷房能力 45.0/暖 50.0kW	14	(18.2) 27.4	(11.6kW) 17.5MWh	138.9MWh	53.1
	型番：○×◆▽▽○ 冷房能力 28.0/暖 31.5kW	1	(11.6) 16.3	(7.4kW) 10.4MWh	5.9MWh	2.2
	高効率照明器具の導入	2,550	—	—	120.3MWh	46.0
	型番：▼▼○○○▼ 直管形 Hf63W×1 灯 (定格型)	1,150	(85W) 0.246	(65W) 0.188MWh	66.6MWh	25.4
	型番：○○○○▼▼ 直管形 Hf32W×2 灯 (定格型)	640	(85W) 0.226	(65W) 0.173MWh	34.0MWh	13.0
	型番：○○▼▼○▼ 直管形 Hf32W×2 灯 (非常灯)	60	(85W) 0.275	(65W) 0.211MWh	3.9MWh	1.5
	型番：◇■●×○◆ LED ダウンライト	700		(5.0W) 0.0226MWh	15.8MWh	6.1
	記入した数値の根拠資料を別に添付すること。				—	—
			—	—	—	
			—	—	—	
合計					167.0	

- ※ 計算に必要な項目のみ記載すること。
 - ※ 既設及び更新設備の消費エネルギーについては、別に算定資料を添付すること。(一般的な効率等のデータを使用する場合は、それが公表されている資料等を添付すること。また、特殊なデータを使用する場合は、データの信頼性を裏付ける資料を添付すること。)
 - ※ 記載欄が不足する場合は、本ページを追加すること。
 - ※ 設備区分には、第 1 号様式：別紙『助成金交付申請内訳書』の表中の設備区分を記載すること。
- 添付書類：省エネルギー計算根拠書類

第 16 号様式：別紙 5

(事業者名：〇〇〇ビル)

助成金事業工程表

	平成 24 年 2 月			平成 24 年 3 月			平成 24 年 4 月			平成 24 年 5 月			平成 24 年 6 月			平成 24 年 7 月		
交付決定通知				◆														
工事契約					●													
詳細設計						→												
工事着手								●										
据付工事									→									
試運転												→						
機器・工事検取引渡し												●						
工事完了届出書提出															★			

業者が作成した詳細工程表が添付されている場合は、省略することができる。

交付決定日を3月上旬と想定すること。

※ 交付決定日を想定して記載すること。(必要に応じて適宜追加すること。)

添付書類：工事業者が提出する工事工程表 (写)

【参考】

既存設備の確認・説明資料

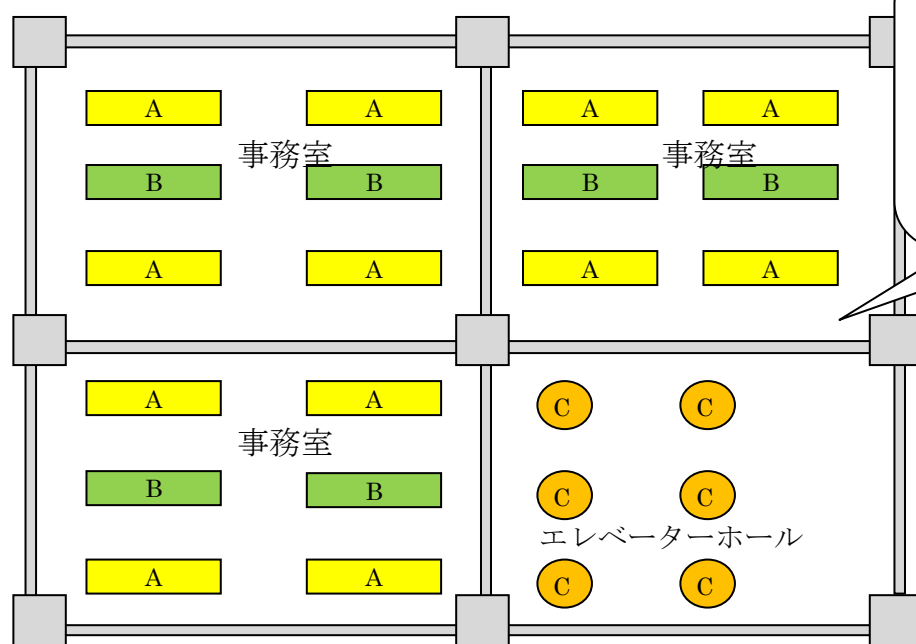
〇〇〇ビル 9 階照明据付図

⋮

〇〇〇ビル 3 階照明機器据付図

〇〇〇ビル 2 階照明機器据付図

〇〇〇ビル 1 階照明機器据付図



各階ごとに既存設備が平面図に記載されているしゅん工図（据付図）に型番ごとに色分けや記号等で区分できるようにすること。

1 階照明設備台数

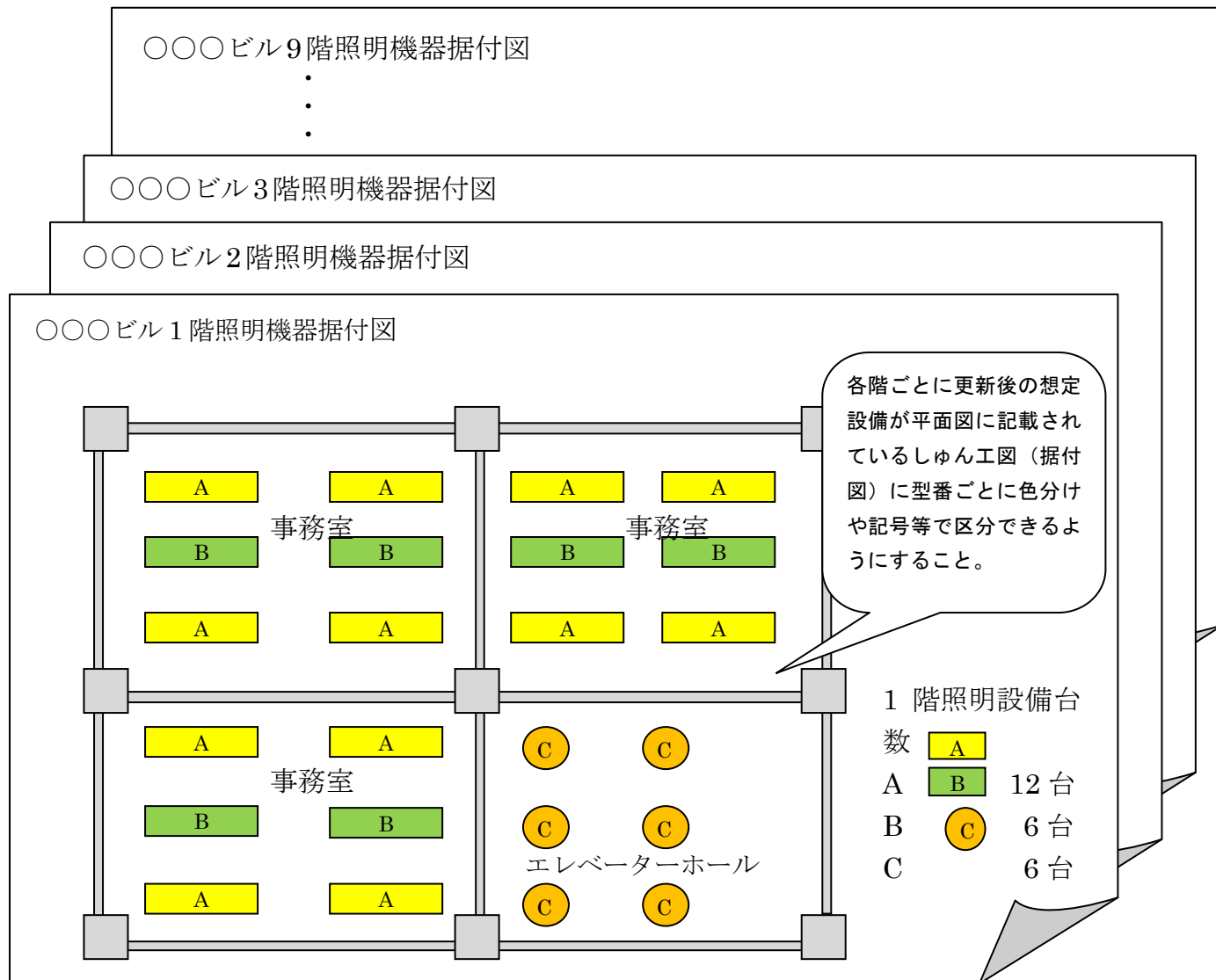
A	12 台
B	6 台
C	6 台

既存（更新予定）照明設備

機器記号	仕様	型番	メーカー名	1F	2F	3F	4F～9F	合計
A	40W 蛍光灯×2 灯式	◇◆○○◎	○×○▽	12	12	12	⋯	100
B	40W 蛍光灯×2 灯式 (非常灯兼用)	◎●●◆■	○×○▽	6	6	2	⋯	50
C	60W 白熱灯×1 灯式	▲△◆○○	□▽◆○	5	5	0	⋯	45
D	20W 蛍光灯×1 灯式	▲▽◆○□	○×○▽	0	0	4	⋯	28
E	60W ミニクリプトン球×1 灯式	×○×◎□	□▽◆○	0	0	6	⋯	6
合計				23	23	24	⋯	229

【参考】

更新後設備の確認・説明資料



更新後の照明設備

機器記号	仕様	型番	メーカー名	1F	2F		3F~6F	合計
A	32W 蛍光灯×2 灯式	F○○▽▽□	○○○○	12	12	12	・・・	100
B	32W 蛍光灯×2 灯式 (非常灯兼用)	F●○□△◆	○○○○	6	6	2	・・・	50
C	5.6WLED×1 灯式	N×○◆■ ◎	××××	5	5	0	・・・	45
D	16W 蛍光灯×1 灯式	F◇●×◎◆	○○○○	0	0	4	・・・	28
E	12W 蛍光灯×1 灯式	F◎●○◆◇	○○○○	0	0	6	・・・	6
合計				23	23	24		229

【参考書式】

参考見積書

見積り業者から提出された見積内訳書と第1号様式別紙：助成金交付申請内訳書の数値の確認ができるようにしてください。

設備区分		金額 (千円)				備考	
		機器費			工事費		合計
		単価	数量	金額			
助成対象設備	高効率パッケージ形空調機の導入	—	—	26,100	13,900	40,000	
	型番：○○×◆◆◆ (室外機) 冷房能力 67.0/暖房 75.0kW	1,000	11	11,000	4,000	15,000	
	型番：○○×◆◆▽ (室外機) 冷房能力 45.0/暖房 50.0kW	700	14	9,800	5,000	14,800	
	型番：○×◆▽▽○ (室外機) 冷房能力 28.0/暖房 31.5kW	400	1	400	500	900	
	型番：×××○○○ (室内機) 冷房能力 7.5/暖房 8.0kW	85	20	1,700	2,400	4,100	
	型番：○×○○◆◆ (室内機) 冷房能力 5.8/暖房 6.5kW	80	15	1,200	2,000	3,200	
	付属品			2,000		2,000	
	高効率照明器具の導入	—	—	24,100	7,900	32,000	
	型番：▼▼○○○▼ 直管形 63W×1 灯蛍光灯	8	1,150	9,200	3,000	12,200	
	型番：○○○○▼▼ 直管形 32W×2 灯蛍光灯	5	640	3,200	2,000	5,200	
	型番：○○▼▼○▼ (非常灯) 直管形 32W×2 灯蛍光灯	20	60	1,200	1,000	2,200	
	型番：◇■■×○◆ LED ダウンライト	15	700	10,500	1,900	12,400	
		—	—				
	太陽光発電設備の導入	—	—	14,000	7,000	21,000	
	型番：○◆-191W 191W/モジュール	80	140	11,200	7,000	18,200	
	付属品	2,800	1	2,800			
中 計			—	—	13,000		
助成対象外設備	天井手直し	—	—		8,000	8,000	
	照明器具・室内機				8,000	8,000	
	既存設備撤去など	—	—		4,000	4,000	
	撤去工事				2,000	2,000	
	廃棄物処理費				2,000	2,000	
中 計			—	—	17,600		
工事合計				105,000			
諸経費 (共通仮設費、一般管理費を含む)				10,000			
総 計				115,000			
消費税等相当額				5,750			
総工事金額 (助成事業に要する経費)				120,750			

欄が不足する場合は、適宜追加すること。

第 17 号様式

年 月 日

(助成対象事業者)

住 所
氏 名

あて

法人にあつては名称、代
表者の氏名及び主たる事
業 所 の 所 在 地

区分所有者等の申請に係る同意書

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト交付要綱（平成 23 年 7 月 1 9 日付 23 都環公総地第 421 号）第 4 条、第 11 条第 2 号、第 24 条第 1 項第 4 号、第 29 条第 1 項、同条第 2 項及び同条第 3 項の規定を確認の上、上記の事業者の申請に同意します。

特定地球温暖化対策事業所の義務者

(住所及び氏名の欄は、法人にあつては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。)

特定地球温暖化対策事業所
名称： _____

個々の事業者ごとに同意を得るか、まとめて 1 枚
で同意を得るか、いずれでもかまいません。

所在地： _____

住所 _____

氏名 _____ (印)

住所 _____

氏名 _____ (印)

(備考) 助成対象事業者が複数の場合は、あて先を連名にすること。

義務者が多数の場合は、欄を追加して記入すること。あるいは、個々の義務者ごとに本同意書を徴取しても差し支えない。